

5-2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る（2014 年 19 位）。」

⇒2015 年 19 位（前年と同順位）

※各項目における評価に概ね大きな変動はなく、前年同順位にとどまる。

※ランキング手法の変更により、2014 年時点での順位は 15 位から 19 位に修正。

《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）。」

⇒2014 年 4 位（前年と同順位）

※「文化・交流」の項目では、海外からの訪問者数等で指数が上昇し、順位が 8 位から 6 位に上昇する他、「居住」の項目では完全失業率のスコアが向上し、順位が 20 位から 17 位へ上昇。一方、「環境」の項目においては、データ収集方法の見直しがあり、順位が 1 位から 9 位へ低下。総合ランキングは、3 位のパリとのスコア差を 2 年連続で僅かながら縮めているが、前年同順位にとどまる。

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する（2012 年末時点 19.2 兆円）。」

⇒2014 年末時点：23.3 兆円

(2) 施策の主な進捗状況

(資金決済の高度化)

- ・ 全銀システムの稼働時間拡大については、全国銀行協会により「全銀システムのあり方に関する検討状況（最終報告）」が取りまとめられ、2018 年中に全銀システムの 24 時間 365 日即時振込み等が可能な環境を整備する方針が決定された。また、拡張された EDI 情報欄を使用することで、決済情報と商流情報を連携させる共同システム実験を昨年度に実施し、業務の効率化が実現できる事が確認された。
- ・ キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上に向けた対応策については、海外発行クレジットカード等での現金の引き出しが可能な ATM の普及促進、地方商店街や観光地等でのクレジットカード等決済端末の導入促進及び公的納付金の電子納付の一層の普及促進を主な内容とする「キャッシュレス化に向

けた方策」を関係省庁において、昨年 12 月に取りまとめの上公表した。

(豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立)

- ・ 政府広報等において、NISA の普及促進に取り組んだ結果、本年 3 月末までの投資総額は 4 兆 4,110 億円、口座開設数は 879 万口座となった。

なお、NISA については、来年からのジュニア NISA の導入及び現行の NISA における年間投資上限額 120 万円への引上げ等の制度改正を行った。

(IFRS 任意適用企業の拡大促進)

- ・ IFRS に移行するメリット等について、任意適用した企業に対し、実態調査・ヒアリングを行い、「IFRS 適用レポート」として取りまとめ、本年 4 月に公表した。なお、本年 6 月 15 日時点で、IFRS の任意適用を公表した上場企業 86 社の時価総額は約 121 兆円となっており、この額は全上場企業の時価総額の約 2 割を占めるまでに至っている。

(公的・準公的資金の運用等の見直し)

- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) については、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、昨年 6 月に公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」の結果を踏まえ昨年 10 月に基本ポートフォリオの見直しを実施するとともに、基本ポートフォリオの見直しに合わせて、ガバナンス会議の設置やコンプライアンス・オフィサーの任命等を公表した。また、本年 4 月から始まる新たな中期目標期間の開始に併せ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、高度で専門的な人材確保の一環として、GPIF の役員に年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事を追加した。
- ・ GPIF、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団は共同して、本年 3 月に「基本ポートフォリオ」を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標 (モデルポートフォリオ) を定めて、10 月から適用することを公表した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化等

我が国において、資産運用の高度化を進め、金融機能の強化を図りつつ投資家にとって魅力ある金融市場を形成するとともに、個々人がライフサイクルに応じてリスク資産を適切に組み込んだ資産形成を行いながら、家計資産が成長マネーに向かう活発な金融市場を実現するため、以下の施策を講ずる。

① 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討

グローバルに活動する本邦企業の成長力を強化する等の観点から、銀行によるキャッシュ・マネジメントサービスの高度化、決済インフラの国内外を通じたシームレス化や電子記録債権の更なる活用をはじめとする決済高度化に向けたアクションプランの策定等を行う。

さらに、決済高度化やそれを支える金融業における戦略的なIT投資等を促進することにより利用者利便の向上等を図る観点から、金融グループにおける適切な経営・リスク管理や業務範囲など制度のあり方等について検討を行う。

② 金融資本市場の利便性向上と活性化

海外の金融センターにおいて国際的な市場間の厳しい競争が展開されている中、海外市場に伍して東京市場が国際金融センターとしての地位を確立・向上していくため、金融商品取引所における各種ファンドやデリバティブ商品等の多様化を図るとともに、市場の決済機能を強化するなど、金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組を積極的に進める。また、金融センターとしての魅力向上に資する国家戦略特区の取組を引き続き支援する。

- ・ 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。
- ・ 不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多様化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標

とその達成に向けた政策を取りまとめる。

- ・ 海外の金融センターにおいて、取引所間の厳しい国際的競争の下で合従連衡が進み、金融・証券デリバティブ市場と商品デリバティブ市場の統合が進んでいる状況等も踏まえ、引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。
- ・ わが国の市場がアジア債券市場の中で中心的な役割を担うよう、債券市場の活性化に向け、内外の機関投資家が参加する東京プロボンド市場の活性化や社債の取引情報報告・発表制度の導入のための取組等が市場関係者において進められており、政府としてもこうした取組を促す。また、振替・清算機関が提供するサービスの拡大や外貨建債券の発行・流通の促進などの取組についても、市場関係者の検討を促す。
- ・ 国債や株式等の決済期間の短縮化については、日本証券業協会などの市場関係者において、他の主要先進国における決済期間の状況等を踏まえて検討が進められている。国債については、日本証券業協会が昨年11月に公表した「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン」に基づいて、その実現に向けた取組が進展しているほか、株式等についても、日本証券業協会において、T+2化に向けた検討が進められており、政府としてもこうした決済期間の短縮化に向けた取組を促す。

③ 国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援

日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力を海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター(仮称)」に改組するとともに、以下の施策を講ずる。

- ・ 日本企業等がアジア諸国に進出するにあたって、必要な金融関連サービス(金融コンサルティング、会計・法務サービス等)をより容易に利用できるようにするため、海外当局等の関係者と連携しつつ、企業に対する情報提供、各種セミナー・研修等を拡充するとともに、金融庁に設置する情報窓口にてセミナーの実施情報等を集約し、内外に情報発信する。また、現地における人材育成等のための研修会・セミナー等を

計画的に実施する。

- ・ これまでアジア諸国のみに焦点をあてていた支援活動を、中東・アフリカ及びラテン・アメリカも対象区域に加え、技術支援体制の拡充を図る。
- ・ 日本の金融・資本市場の魅力をグローバルに発信する機能を「グローバル金融連携センター（仮称）」に与え、世界の主要金融・資本市場において海外 IR を実施する。また、国際金融関係の各種会議、コンファレンス等につき、積極的に開催・誘致を実行する。

④ IFRS 任意適用企業の更なる拡大促進

2008 年の G20 首脳宣言において示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向け、引き続き IFRS の任意適用企業の拡大促進に努めるものとする。

IFRS 適用企業や IFRS への移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRS の任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS 適用企業の実際の開示例や最近の IFRS の改訂も踏まえ、IFRS に基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行う。

また、上場企業は、本年 3 月末の年度決算に係る決算短信から、その中の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRS の適用に関する検討状況を開示している。これについて、東京証券取引所と連携して分析を行い、各上場企業の IFRS への移行に係る検討に資するよう、IFRS の適用状況の周知を図る。

⑤ 質の高い個人向け投資商品の提供促進及び NISA の利用拡大

個々人が自らのライフサイクルを踏まえ適切なリスクテイクを行える環境を整えることにより、家計資産が成長マネーに向かう活発な金融市場を実現するため、金融庁のモニタリング等を通じて、販売会社・投資運用業者の双方に対し、その役割・責任（※フィデューシャリー・デューティ）を果たし、真に投資家ニーズにかなう、より質の高い商品の提供を促すとともに、来年から導入されるジュニア NISA（年間投資上限額 80 万円）を含め NISA の更なる利用拡大に向けた施策を推進する。また、投資家ニーズに適う良質な商品の販売において郵便局ネットワークが一層活用されることを期待する。

(※) 他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称。

⑥ 確定給付企業年金の制度改善

企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る。

⑦ キャッシュレス化の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上を図る。このため、昨年12月に関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づき、海外発行クレジットカード等での現金引き出しが可能なATMの一層の普及など訪日外国人向けの利便性向上、クレジットカードのIC化の推進などクレジットカード等を安全に利用できる環境整備及び公的納付金の電子納付の一層の普及など公的分野における電子決済の利用拡大等に係る施策を推進する。

また、キャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの利活用を促すため、その利活用環境整備の具体的方策について本年度中に検討し、これを踏まえ、所要の措置を講ずる。

ii) 公的・準公的資金の運用等の見直し

GPIFをはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

GPIFについては、ガバナンス体制について、年金制度、法人の組織論などの観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

5-3. 環境・エネルギー制約の克服

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了する。」

⇒本年 4 月に広域的運営推進機関を創設。改革の総仕上げとして、送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律が本年 6 月に成立。

《KPI》「1500 度級の IGCC について、2020 年代の実用化を目指す。」

⇒昨年度に商用機のプラント設計を開始。

(2) 施策の主な進捗状況

(長期エネルギー需給見通し及び温室効果ガス排出削減目標の原案を取りまとめ)

- ・ 本年 6 月、電力コストの引下げ、自給率の改善（震災前を上回る水準（概ね 25%程度））等を政策目標とする 2030 年の長期エネルギー需給見通し（原案）を取りまとめた。また、本年 6 月、同見通しを踏まえた 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標（2013 年度比 26%（2005 年度比 25.4%））を政府原案として取りまとめた。

(電力システム改革等を実施)

- ・ 電力システム改革について、第 1 段階及び第 2 段階の法改正を踏まえ、本年 4 月に広域的運営推進機関が全電気事業者に加入義務のある認可法人として創設されたほか、小売市場の全面自由化に向けた省令等の詳細制度設計を進めた。また、改革の総仕上げとして、本年 6 月に第 3 段階の改革（法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保等）を行う電気事業法等の一部を改正する等の法律が成立した。
- ・ ガスシステム及び熱供給システム改革についても、同法により、ガスの小売全面自由化や導管の中立性確保等を盛り込んだガス事業法の一部改正と、現在許可制とされている参入規制を登録制とすること等を内容とする熱供給事業法の一部改正がなされた。

(FC（周波数変換設備）の更なる増強を決定)

- ・ FC（周波数変換設備）については、2020 年までに 210 万 kW まで増強すべく着工準備を進めているが、本年 4 月、FC の 300 万 kW までの増強方針について、電力広域的運営推進機関に対し、実施

時期等の具体化の検討を要請した。

(ネガワット取引のガイドラインを策定)

- ・ ネガワット（需要削減量）の取引を促進するため、本年3月に需要削減量の測定方法等に関するネガワット取引のガイドラインを策定した。

(原子力規制委員会が2原発4基について原子炉設置変更を許可)

- ・ 川内原子力発電所1・2号炉及び高浜発電所3・4号炉について、同委員会によって、新規規制基準に適合していると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。

(アブダビ陸上油田の権益を確保)

- ・ 本年4月末、世界屈指の巨大油田であるアラブ首長国連邦のアブダビ陸上油田について、我が国企業がアジア企業として初めて権益確保に成功した。

(石油コンビナートの設備最適化・事業再編の促進)

- ・ 石油コンビナートの設備最適化、事業再編を促進すべく、昨年7月に「エネルギー供給構造高度化法」の新たな判断基準を告示した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

化石燃料の輸入コスト増大や昨今の円安方向への推移等の影響により、我が国のエネルギーコストが既に主要国に比して高い水準となっていること、2013年度のCO2排出量が14億800万トンと過去最高のレベルを更新していること等を踏まえ、エネルギーコスト及び温室効果ガス排出量を可能な限り抑制しつつ、平時・危機時を問わないエネルギー安定供給体制を強化するため、第4次エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）に基づき、以下の各種施策を強力に推進する。

具体的には、徹底した省エネルギーの推進により更なるエネルギー効率の向上を図るとともに、電力システム、ガスシステム、熱供給システムの改革を断行し、電力・ガス料金を最大限抑制することはもとより、上流から下流まで関連産業を含めた幅広い分野で、異業種等の新規参入を促進し、新たな産業や雇用を創出する。

また、再生可能エネルギーについては、「エネルギー基本計画」や現

在策定を進めている「長期エネルギー需給見通し」を踏まえ、固定価格買取制度の見直しなど必要な対策を行う。このほか、安全性が確認された原子力発電の再稼働、資源の権益確保や北米等からの輸入の実現等による資源の供給源の多角化、供給安定化、運輸部門の燃料種の多様化などの各種施策を実行する。

さらに、避難計画の策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保など原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。

① 徹底した省エネルギーの推進

- ・ 産業、民生、運輸の各部門で、トップランナー機器に係る省エネ基準の見直しや業務部門におけるベンチマーク制度の創設等によりさらなる省エネを進めるとともに、FEMS、BEMS、HEMSなどIoTを活用したエネルギーマネジメントの普及を行う。
また、デマンドリスポンスの導入・普及に向け、ネガワット取引の際の託送契約の在り方等のネガワット取引に関するルール整備を行う。
- ・ 高効率火力発電（石炭・LNG）、コジェネレーションや蓄電池、更なる省エネを可能とする窒化ガリウム（GaN）等を活用した次世代半導体等の革新材料の開発・導入を進める。

② 電力システム改革、ガスシステム改革及び熱供給システム改革の断行

電力、ガス、熱供給に関するエネルギー市場の垣根を越えた一体的なシステム改革をスケジュール通り着実に推進するため、電力小売市場全面自由化（来年4月目途）及び送配電部門の法的分離（2020年4月）、ガス小売市場全面自由化（2017年目途）及びガス大手3社の導管部門の法的分離（2022年4月）、熱供給事業の自由化（来年目途）について、必要な省令の制定作業等の準備を進める。あわせて、これらの改革により自由化される市場が適切に機能するよう、独立性と高度の専門性を有する電力・ガス取引監視等委員会の設立準備を進める。また、天然ガスパイプラインの整備の在り方について速やかに検討を進め、早期に取りまとめる。加えて、電力先物市場の設計の具体化及びLNG店頭市場の充実等を早期に行い、エネルギー先物市場の整備を行う。

③ 固定価格買取制度の見直し

再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、固定価格買取制度の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

④ 安全性が確認された原子力発電の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

また、大学等が所有する試験研究炉や高速実験炉を活用するなど、放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発や、高温ガス炉など安全性の高度化に資する技術開発の国際協力を進めるとともに、核不拡散の取組を進める。あわせて、こうした分野の人材育成等に着実に取り組む。

⑤ 国内石油・LP ガス供給網等の維持・強化

各石油会社に対し、エネルギー供給構造高度化法の判断基準（平成26年7月告示）に基づく来年度末を最終期限とする設備最適化目標達成のための計画の早期具体化を促すとともに、製油所等の災害対応能力の強化に向けた強靱化投資計画の策定等を促す。また、SS 過疎地対策協議会の下で、地域の安定供給対策の実施・展開を行う。

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 10%台（現状約 5%）を目指す。」

⇒2013 年度：開業率 4.8%、廃業率 4.0%

（2012 年度：開業率 4.6%、廃業率 3.8%）

⇒起業活動指数（2014 年度）：3.8%

※開業率・廃業率については、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後 10 年間を見据えた補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）」を今後 10 年間で倍増させる。」を設定。

《KPI》「2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす。」

⇒2013 年度：805,979 社（2012 年度：734,646 社）

(2) 施策の主な進捗状況

（地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築）

- ・ 昨年 11 月に地域再生法の改正法案が成立し、関係省庁にまたがる地域活性化関連の計画の認定手続等を内閣総理大臣がワンストップで実施すること等が可能となった。また、地域産業の総合的な改革等を行う取組として、昨年 5 月に選定された「地域活性化モデルケース」（33 件）について、関係省庁が連携してコンサルティングやフォローアップを実施するとともに、地域再生法に基づき、選定された「地域活性化モデルケース」の取組を盛り込んだ 26 件の地域再生計画が本年 3 月までに内閣総理大臣の認定を受けた。さらに、本年 6 月時点で、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための連携中枢都市圏が 4 圏域、定住の受け皿としての定住自立圏が 90 圏域形成された。

（中小ものづくり高度化法の対象技術にデザイン等を追加）

- ・ 本年 2 月に、中小ものづくり高度化法に基づく中小企業の特定期のものづくり基盤技術の高度化に関する指針を改正し、特定ものづく

り基盤技術にデザイン開発に係る技術を追加した。これを踏まえ、革新的なものづくり産業創出連携促進事業においてデザイン開発に係る技術を採択し、支援している。

(地域における創業を推進)

- ・ 産業競争力強化法に基づき、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する創業支援事業計画について、1,000を超える市区町村が策定に取り組んでおり、これまでに547件(605市区町村)が認定された。本年4月までに、地域経済イノベーションサイクルの先行モデルとして、地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型事業を215事業立ち上げた。また、日本政策金融公庫において第2回高校生ビジネスプラン・グランプリを開催し、前年を上回る207校、4,928名の参加があったほか、本年2月に、日本政策金融公庫等において若者・女性等の創業者向け融資制度を創設・拡充するとともに、NPO法人を含むソーシャルビジネスを営む者に特化した融資制度を拡充した。

(地域の中堅企業等を核とした戦略産業を育成)

- ・ 本年4月に、株式会社地域経済活性化支援機構等において、地域の核となる企業の早期経営改善・成長を資金・人材の両面から支援する「地域中核企業活性化ファンド」を設立した。同ファンドによる資金供給等を通じ、地域の中堅企業等の経営改善・成長を支援する。また、本年4月に、独立行政法人中小企業基盤整備機構におけるファンド出資事業について、中堅企業に対する投資の一定割合を中小企業への投資とみなすことができるものとし、中堅企業による事業拡大に対する支援を拡大した。

(ふるさと名物等の応援)

- ・ 地域産業資源を活かした「ふるさと名物」を活用した地域活性化に向け、中小企業地域資源活用促進法の改正法案を今国会に提出し、成立後、「ふるさと名物応援宣言」等による市区町村の積極的な関与や、消費者ニーズを把握している小売・ネット業者等との連携等により消費者嗜好に合った商品開発・販路開拓等が促進されるよう図ることとした。
- ・ 地方版図柄入りナンバープレート等の我が国初の図柄入りナンバープレート制度の導入に向け、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律が今国会にて成立した。

(円滑な事業引継ぎ等を促進)

- ・ 本年2月より、事業承継やM&Aを行う事業者向けの低利融資制度を拡充した。また、本年4月に「事業引継ぎガイドライン」を策定・公表するとともに、本年5月末現在全国20か所に設置されている事業引継ぎ支援センターや地域金融機関が連携して、後継者不在の経営者とその会社の経営資源を活用して事業の拡大を図る企業のマッチング等を行うことにより円滑な事業引継ぎ等を促進している。事業引継ぎ支援センターについては、本年度中の全国展開を目指している。

(国際展開への取組を促進)

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)において、国際展開支援の取組として、ビジネスに精通した企業OB等を通じて1,600社以上の中堅・中小企業にハンズオン支援を提供したほか、海外展開現地支援プラットフォームを、本年3月までに17か所に設置した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

地方経済の活性化なくして、国全体の成長はなく、アベノミクスの成功はない。「『日本再興戦略』改訂2014」を受け、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に正面から取り組むため、昨年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、同年12月には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定した。まち・ひと・しごと創生本部では、地方創生を成し遂げることを目指して、「地域経済分析システム(RESAS)」を活用した「情報支援」や、地方版総合戦略の策定やその施策の推進に対する「人的支援」、従来の「縦割り事業」を超えた先駆的な取組等を財政的に支援する「新型交付金」の導入等、政策の更なる推進、個別施策のフォローアップ、地方支援の展開等に取り組んでいる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)は地域経済の好循環を含む地方創生に焦点を当てており、我が国全体の成長を俯瞰する成長戦略と車の両輪となって、強力にローカル・アベノミクスを推進し、日本経済を成長軌道に乗せていくことが重要である。まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき地方創生の取組がしっかりとPDCAサイクルを回しながら取り組まれていくことを踏まえながら、成長戦略においては、まち・ひと・しごと創生本部とも連携しつつ、全国の中堅・中

小企業・小規模事業者の収益性・生産性の向上等に焦点を当てて取り組んでいく。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されること等も踏まえ、スポーツを産業の創出・育成につながるビジネスシーズと捉え、地域経済の活性化や新たなビジネスモデルの展開などにもつながるよう、様々な取組を促していく。

i) 地域中堅・中小・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立

① 「事業者における成長戦略の見える化」と施策の周知・広報の徹底

意欲ある中堅・中小・小規模事業者による「稼ぐ力」の強化に向けた挑戦を後押しするため、ビジネス上の経営課題と対応策、相談窓口を分かりやすく整理し、「事業者における成長戦略の見える化」する。あわせて、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト（ミラサポ）の登録者増加に向けた積極的な周知や施策マップの掲載情報の充実等により、中小企業支援策の周知・広報を徹底する。

② 地域経済を牽引する中核企業の創出

- ・ 自社技術の深掘り、取引先の拡大、グローバル化等に課題を抱える潜在的な成長余力のある地域の企業が、地域経済を牽引する企業へと脱却・挑戦していくことを後押しするため、企業のニーズに応じた幅広い支援（研究開発支援、海外販路開拓支援、現場の改善活動支援、標準策定支援等）をきめ細かく提供する地域の支援プラットフォームを構築する。具体的には、県や地域の産業支援機関等をハブに、地元大学・公的研究機関や地域の知的財産関係支援機関、JETRO、中小企業支援機関などの各支援機関の連携を強化し、ハブ機関を中心に支援機関間の情報共有や支援状況の進捗管理等を実施する。その際、地域内の企業動向の把握や支援企業数等に関する KPI を設定し、PDCA サイクルの確立を促す。
- ・ 国が整備し、自治体等に提供を行っている、公的統計データや企業間取引データ等のビッグデータを可視化する「地域経済分析システム（RESAS）」の利用を促進するとともに、必要に応じて、地域資金循環や企業の保有特許等に関するデータの追加も検討する。また、RESAS と連携しつつ、市町村ごとに強みのある基盤産業を抽出することを可能とした「地域の産業・雇用創造チャート」の活用も含め、国・地方公共団体・民間が保有

するデータを組み合わせた新たな経済産業分析等を積極的に進める。

③ 中小企業・小規模事業者の経営相談支援窓口の強化

- ・ 中小企業・小規模事業者の幅広い相談にワンストップで対応する相談窓口である「よろず支援拠点」が、地域の経営相談支援体制の中心的役割を果たし、多数の事業者への支援を一層行き渡らせるために、支援人材の増強やアクセシビリティの向上等の取組を進めるなど、支援体制の大幅な拡充・強化を図るとともに、評価項目を充実させ、支援水準を引き上げる。また、事業者のニーズに即した質の高い相談サービスの提供を可能とすべく、優れた支援人材の確保に努めるとともに、中小企業大大学校等を活用し、よろず支援拠点で活動する支援人材の早急な育成・レベルアップに取り組む。
- ・ 小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」の認定の枠組みを活用し、中小企業・小規模事業者の最も身近な支援機関である商工会・商工会議所の経営支援の質の向上等に取り組むことで、中小企業・小規模事業者の販売力強化や生産性向上に向けた取組を支援する。加えて、各地で経営支援を行う商工会・商工会議所等のサポート役である、中小企業全国団体によるサポートの充実に向けた取組を促進する。また、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関の支援実績や支援得意分野の見える化等を行う。あわせて、よろず支援拠点と中小企業団体等における相談案件の相互紹介や共同での支援対応等を進め、よろず支援拠点を中心とした連携体制の構築を促進する。

④ 中小企業・小規模事業者の人材確保支援の充実

働き手が減少する地方で、構造的に人材不足となっている中小企業・小規模事業者が優秀な人材を確保することで生産性の向上を実現できるよう、地域の中小企業の人材確保支援や地域におけるカイゼン指導人材の育成・派遣の実施に合わせて、例えば、UIJ ターン人材等の活用による売上拡大や生産性向上などの優良事例の収集・横展開、人材を受け入れる企業の経営者に対して人材の定着に向けた職場環境の改善や生産性向上に向けた人材活用の具体的事例に関するセミナーなどの取組を充実させることにより、地域の中小企業・小規模事業者に対し、地域内外か

ら多様な人材の発掘・紹介・定着まできめ細かく、一貫して支援する取組を充実する。

⑤ 中小企業・小規模事業者の連携等による取引力・開発力の強化

- ・ 全国の中小企業・小規模事業者への好循環の拡大に向け、14業種の下請取引ガイドラインを改訂し、原材料・エネルギーコストの転嫁に関する望ましい取引慣行等の好事例の追加等を行った。本年4月2日の経済の好循環実現に向けた政労使会議において決定した「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」に基づき、産業界に対して、このガイドラインに沿って取引を行うよう徹底して要請を行っており、必要に応じ、調査を実施し、改善状況の確認等を行う。
- ・ 大企業と下請中小企業という従来の取引関係ではない、オープンな取引関係の下での中小企業自身の取引力の強化に向け、下請中小企業間で連携グループを構築し相互の経営資源を活用して行う新たな取引先開拓のための取組や中小企業の共同開発における適切な知財管理・活用、研究開発や製造工程等における中核的な企業を中心とした複数事業者の連携・ネットワーク化等を促進する。

⑥ 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化

- ・ 近時の金融環境において、成長資金供給の重要性が認識されている中、政府系金融機関における取組を促進するとともに、民間金融機関と政府系金融機関との意見交換の場を設置すること等を通じて連携・協調を促進する。また、民間金融機関が経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組むよう、民間金融機関自らの取組の成果等の見える化（情報発信）を更に推進する。加えて、支援機関や中小企業再生支援協議会・経営改善支援センター等による経営支援・再生支援の成果等も見える化する。また、中小企業・小規模事業者の経営環境等に配慮し資金繰りに万全を期すと同時に、信用保証制度の在り方について本年中に検討を進め、あるべき方向性を示し、その後必要な措置を講ずる。
- ・ 中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促し円滑な退出や再チャレンジを後押しするため、中小企業再生支援協議会による抜本

再生支援の促進や、活用実績の公表等を通じた「経営者保証に関するガイドライン」の各金融機関における活用促進、いわゆる準則型私的整理手続における迅速な債務整理の促進に向けた地方公共団体における関連条例の制定要請や政府関係機関における関連規定の整備等の必要な措置を講ずる。

⑦ 地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援

- ・ 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要であり、こうした観点を含め、産業競争力強化法に基づき、創業支援における市区町村と中小企業団体、地域金融機関等との連携をはじめ、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底など、国、中小企業団体と地方自治体との連携を強化する。
- ・ 地域のサービス分野における創業や女性・若者の創業等を支援するため、日本政策金融公庫等の創業者向け融資等の一層の活用や起業教育の充実を図ることで、創業者向けの円滑な資金供給及び創業マインドの向上を促進する。また、例えば、女性起業家が身近に経営相談を持ち掛けられるようにするための日本政策金融公庫等の相談窓口や地域の起業経験者、創業支援人材等のネットワークの構築、創業分野に係る政府系金融機関と民間金融機関の協調融資スキームの構築など、地域の創業支援体制を強化する。

⑧ 地域の商店街の成長戦略見える化と先進的取組の一層の強化及び普及促進

商店街は、地域外からの集客や、地域内でのコミュニケーションの促進等、まちに成長と賑わいをもたらす重要な役割を担っている。地域全体において、地域の強みをどのように捉え、その中で商店街をどのように位置付けていくのか、といった戦略的な視点が必要になると考えられる。既に、地域住民生活等緊急支援のための交付金も活用しながら、各地域において、商店街の活性化施策が展開されているところであるが、ITの積極的な活用や高齢者、子育てに対する付加的なサービス提供といったことも含め、地域の個性を活かしつつも優れた取組を一過性のものに終わらせず全国に広げていくという考え方が重要である。こうしたことも踏まえ、全国の商店街における成功要因や課題を分析し、地方自治体の関与に係る具体的内容や商店街の活性化

に向けた商店街独自の取組、それを支える人材の具体像やその確保・育成に関する具体的な取組をはじめとする商店街の活性化に向けた効果的な取組の見える化を行うとともに、こうした分析を通じて得られた知見に基づき地方自治体と連携した意欲ある商店街の先進的な取組を一層後押しし、その成果の普及促進を図る。

ii) 地域イノベーションの推進

大学、研究機関、企業といった地域に存する各主体のミッションを明確化し、クロスアポイントメント制度の活用等を通じて人材・技術の流動化を図るとともに、地域に閉じず全国のリソースを積極的に活用する仕組みを構築するため、目利き人材による全国規模での産学官マッチング機能の強化、産学官連携による集積の形成、地域中小企業の知財戦略強化、戦略的な標準化の推進等の施策を推進する。

【再掲】

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」

⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳

《KPI》「2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人（2008年度）】」

⇒2012年度：メタボ該当者及び予備群減少率 2008年度比12.0%減

《KPI》「2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月（2011年）】」

⇒2012年度：医薬品 0か月、医療機器 0か月

(2) 施策の主な進捗状況

（「地域医療連携推進法人」制度の創設）

- ・ 医療サービス等の高度化・効率化を図り、地域において質が高く効率的な医療提供体制を構築するため、複数の医療法人等を社員総会等により統括し、一体的に経営可能とする「地域医療連携推進法人」制度の創設等を内容とする法律案を本年4月に国会に提出した。

（個人に対する予防・健康づくりへのインセンティブ付与）

- ・ 個人に対する予防・健康づくりに向けたインセンティブを付与するため、保険者が行う保健事業として加入者の自助努力への支援を追加すること等を内容とする法律が本年5月に成立した。今後、個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じたヘルスケアポイント付与や保険料への支援等を保険者が行う際の具体的な基準等について、ガイドラインの中で考え方を整理し、本年度中に公表する予定。

（「患者申出療養」の創設）

- ・ 国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、「患者申出療養」を創設

(2016年4月施行)すること等を内容とする法律案を本年3月に国会に提出、5月に成立、公布された。

(先進医療の評価の迅速化、医療の国際展開等の推進)

- ・ 先進医療（再生医療、医療機器）の評価の迅速化・効率化、定期的を選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築、画期的な医薬品等の開発について、承認審査において優先的な取り扱い等を行う「先駆け審査指定制度」の創設、海外における日本の医療拠点構築等に向けた医療の国際展開の推進などの施策が実施された。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

① ヘルスケア産業の創出支援

健康寿命を延伸し医療介護需要の抑制につなげつつ、新たな成長産業の育成と地域活性化を実現するため、地域における公的保険外のヘルスケア産業の活性化を推進していく必要がある。このため、地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を通じて、地域包括ケアシステムや地域資源（農・食や観光等）と連携したヘルスケア産業の創出を促進するため、関係省庁において年度内に以下の具体的施策を実施する。

- ・ 地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設立促進及びネットワーク化を行い、地域で成功したビジネスモデルやリビング・ラボ（社会実証実験）等の先進的な取組等の全国展開を図る。
- ・ 地域版次世代ヘルスケア産業協議会等から創出されるビジネスシーズに対して、投資前段階から、リスクマネーと一体的に人材供給を行う機能を強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構等と連携して、「地域ヘルスケアビジネス事業化プラットフォーム（仮称）」を創設し、ヘルスケアビジネスを加速化するためのプログラムの提供や経営人材供給等を地域横断で整備する。
- ・ 地域包括ケアシステムと連携した民間サービスの活用を促進するため、生活支援・介護予防サービス・介護食の分野において、事業者及び地方自治体が公的保険外サービス創出にあたって参考とする「保険外サービス活用促進ガイドブック（仮称）」を策定し、地域に展開する。
- ・ 地域資源（農・食や観光等）と連携した新たなヘルスケアビジ

ネスを創出するため、以下の事業環境の整備を行う。

- 健康×農・食のビジネス展開を強化するため、健康に良い農産品や食事に関するエビデンスデータベースの構築など「食・農を通じた健康を支える食生活インフラ整備パッケージ」を策定。
- 健康×観光のビジネス展開を強化するため、地域資源を活用した観光地の魅力作りを行うとともに、ヘルスツーリズムのサービス品質を評価する第三者認証制度の創設を検討。
- ・ 「健康長寿国 日本」のブランドを確立し、新興国等における健康・予防サービスの展開を図るため、独立行政法人日本貿易振興機構や一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパンと協力して、海外での展示会等の開催を通じた認知度の向上を図る。

② 医療・介護等分野における ICT 化の徹底

本年 10 月よりマイナンバーが全国民に通知され、マイナンバー制度が開始される。医療等分野においても、これを契機に、国民が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように十分な情報セキュリティ対策を講じた上で ICT 化を強力的に推進する。このため、以下の 4 分野について、2020 年までの 5 年間に施策を集中的に実施する。

- ・ マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力的に推進する。

具体的にはまず、2017 年 7 月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。また、地域の医療情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野におけ

る番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。

- ・ 医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進／地域医療情報連携（介護を含む。）等の推進

医療等分野でのデータの電子化・標準化を通じて、検査・治療・投薬等診療情報の収集・利活用を促進する。また、患者の利便性向上などの観点から、医療等分野の番号を活用した医療介護現場での情報連携の促進を図る。

このため、2018年度までを目標に地域医療情報連携ネットワーク（病院と診療所間の双方向の連携を含む。）の全国各地への普及を実現するとともに、2020年度までに地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%まで引き上げ、中小病院や診療所における電子カルテ導入を促進するための環境整備を図る。

これらの目標実現のため、各都道府県が策定する医療計画等に地域医療情報連携ネットワークの今後の取組を記載することを促すとともに、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策等を講ずる。また、次期診療報酬改定時に、診療報酬におけるICTを活用した医療情報連携の評価の在り方を検討する。あわせて、診療行為の実施結果（アウトカム）の標準化されたデジタルデータの構築、ネットワーク構築に係るシステム仕様等の標準化、クラウド化等により、ネットワークの構築コスト及び運営コストの低減を図る。

また、医療サービスの質の向上を図るため、患者本人が自らの医療情報を生涯にわたって経年的に把握し、健康管理に活用できるよう、特定健診データをマイナポータルを含むマイナンバー制度のインフラ等を活用し、2018年を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにすることを目指し、まずは、保険者を異動した場合でも特定健診情報の円滑な引継ぎが可能となるよう、本年度中を目途にデータの引継ぎ方法等について検討を行い、結論を得る。

さらに、患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、本年度中に電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行い、2018年度までを目標とする地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及と併せて国民への普及を進める。

上記の特定健診データや服薬情報に加えて、患者本人が自らの生涯にわたる医療情報を経年的に把握できるようにするための方策について、来年度末までに検討し結論を得る。

この他、在宅医療・介護分野における多職種が共有すべき情報項目等の標準化に向けた取組を進める。

なお、上記目標については、次世代医療 ICT 基盤協議会において達成状況等を随時点検する等、PDCAによる不断の見直しを行うこととする。

- ・ 医療介護政策（医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化等）へのデータの一層の活用

更なる健康長寿社会の実現を目指して、データに基づく保健指導など保険者機能の強化、データベース分析を活用したベンチマーキングなどを通じた医療介護の質の向上や医療介護費用の適正化、大規模医療情報の収集・分析等による創薬等の研究開発環境の整備や医薬品等の安全対策の推進など、医療等分野における番号制度の導入等を契機として、適切なルールの下、医療介護データの政策活用を飛躍的に推進する。

このため、2020年までを目標に、国等が保有する医療等分野の関連データベースについて、患者データの長期追跡及び各データベース間での患者データの連携を実現するための基盤整備を図ることとし、可能なものから順次進める。

さらに、これらのデータを活用した医療の標準化や質の評価の仕組み、費用対効果分析や医療介護費用の適正化、地域における医療機能の分化・連携に資する分析、研究開発（臨床研究、コホート研究等）、医薬品等の安全対策等の活用方策（情報の取扱いに関するルール等の検討も含む。）についても併せて検討する。

これらの実現に向けた具体的施策と実施スケジュールを盛り込んだ「医療等分野データ利活用プログラム（仮称）」を本年度中に次世代医療 ICT 基盤協議会において策定する。また、各種データベースの運用や情報の収集・分析などを含め、医療等分野の情報の活用を一元的に担う司令塔機能の強化を図る。

- ・ 民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備

次期通常国会において創設を目指す「代理機関（仮称）」制度を活用し、医療・健康情報の特性や取扱い等に配慮した上で、民間事業者、研究機関等による医療・健康情報の利活用を可能とする環境整備を図り、医療等分野の研究開発活動や医療・介護サービスと連携して健康管理・増進サービス等を提供するヘルスケア産業の活性化等につなげる。また、国等が保有するデータの民間利活用を推進する。

③ 医療の国際展開（アウトバウンド・インバウンド）の促進

WHO等の国際的な組織とも連携しつつ、新興国・途上国等に対して、アウトバウンドの基盤となる保健サービス・システムの強化を支援し、世界的な公衆衛生危機や高齢化・認知症等への取組に資する我が国の技術・知見の国際社会への発信及び官民連携を通じて栄養改善事業の国際展開の取組を推進する。

また、医療国際展開タスクフォースのインバウンド・ワーキンググループで策定した「医療渡航支援企業の認証及び渡航受診者受入医療機関の外国への情報発信に関する考え方」に基づき、外国人患者受入れ等を一気通貫でサポートする企業の認証や、外国人患者の受入れに関し意欲と能力のある国内医療機関を「日本国際病院（仮称）」として海外にわかりやすい形で発信すること等を通じ、外国人患者に対しインバウンドに関する広報・集患に取り組む。

④ 介護サービスの質の評価に向けた仕組み作り

平成27年度介護報酬改定において創設した介護サービスの質の評価に関連するアウトカム評価としての加算の効果検証に着手するとともに、昨年度に実施した「介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業」等の結果を踏まえ、介護サービスの質の向上に資するデータの収集及び分析を行いつつ、介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りについて、着実に検討を進める。

⑤ 国際薬事規制調和戦略に基づく国際規制調和・国際協力の推進

「国際薬事規制調和戦略」に基づき、革新的な医薬品・医療機器等が世界に先駆けて承認される環境の整備や国際社会への積

極的な情報発信により日本の薬事承認の信頼性・魅力を向上させるとともに、中長期的ビジョンやプライオリティを明確化した国際調和・国際協力の推進により諸外国との薬事規制の相違等による参入障壁を取り除くことで、国内・国外メーカーの対日投資の呼び込みや優れた製品の輸出拡大による我が国の医薬品・医療機器産業の活性化を図る。

⑥ 「地域医療連携推進法人」制度の創設

複数の医療法人等の一体的経営を可能とする「地域医療連携推進法人」制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律案の早期成立を目指すとともに、この新たな法人制度が、地域の医療サービス等の高度化・効率化や、地域医療構想の達成・地域包括ケア推進の有力なツールとなるよう、法案成立後の円滑な施行に向け、新型法人と参加法人との間のガバナンス、資金融通や出資等の要件等必要な事項について引き続き検討を進める。

⑦ 個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与

ア) 個人に対するインセンティブ

保険者が加入者に対して実施するヘルスケアポイント付与や保険料への支援等に係るガイドラインの策定に当たっては、ICTを活用した健康づくりモデルの実証成果も踏まえつつ、予防・健康づくりに向けた加入者の自助努力を促すメリハリあるインセンティブ付けを可能とするよう検討を行う。

イ) 保険者に対するインセンティブ

後期高齢者支援金の加算・減算制度や、国民健康保険制度において新たに創設される「保険者努力支援制度」については、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等に向けた保険者の努力を促すよう、特定健診・特定保健指導の実施状況や後発医薬品の使用状況等を積極的に評価するメリハリの効いたスキームとすべく、検討を行う。また、協会けんぽ、後期高齢者医療制度についても、新たなインセンティブ制度の創設に向けた検討を行う。

ウ) 経営者等に対するインセンティブ

企業による健康経営を促進するため、経営者等に対するインセンティブとして、以下のような企業規模に応じた取組を通じ、健康投資の促進が図られるよう、関係省庁において年度内に所要の措置を講ずる。

・ 中小企業等

- 商工会議所等と連携して、中小企業等による健康経営の優良事例を収集・公表するとともに、「健康経営アドバイザー制度（仮称）」の創設を通じ、健康経営人材の育成・活用を促進。
- 安全衛生優良企業公表制度等と連携して、健康経営の優良企業に対する認定制度の創設に向けた評価基準の策定等を行うとともに、民間企業等による活用を促進する観点からも、これらの制度と連動したインセンティブ措置（人材獲得・確保の円滑化等）を検討。

-

・ 大企業等

- 健康経営銘柄や健康経営度調査等の健康経営の普及のための取組を引き続き実施。また、健康経営銘柄選定企業等の先進的な取組を分析・整理するとともに、企業業績・生産性・医療費への影響等を経年で追跡し、企業経営者に向けて発信。
- 健康経営の取組が定性及び定量的に把握出来るような環境を整備するため、「企業による健康投資の情報開示に関する手引書（仮称）」を策定し、投資家などのステイク・ホルダーへの情報発信を促進。
- 先進的な健康経営実践企業、健康保健組合などの医療保険者、サービス事業者等を主体として、健康情報の流通・利活用に係るデータフォーマットの整備等を行うとともに、企業や保険者における健康経営・保健事業活動の評価指標の策定を検討。

・ その他

- 民間の資金やサービスを活用して、効果的・効率的に健康予防事業を行う自治体等の保険者へのインセンティブとして、ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・

ボンドの導入を検討。

⑧ **クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築（疾患登録情報を活用した臨床開発インフラの整備）**

諸外国と比べて開発コストが高いという我が国の臨床開発に係る課題を解決し、新たな臨床開発の手法の構築を進めることにより、抗がん剤、難病治療薬、バイオ医薬品などの国内開発の活性化を促すとともに海外メーカーを国内開発へ呼び込む。

このため、国立高度専門医療研究センター（NC）が構築する疾患登録システムなど各種疾患登録情報を活用して、NC、臨床研究中核病院、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構などを中核とするネットワークを構築し、産学連携による治験コンソーシアムを形成するとともに、併せてネットワーク内の病院と PMDA との人材交流や臨床評価の手法に関するレギュラトリー・サイエンス研究を行うことを通じて、NC 等が蓄積した疾患登録情報の企業による活用を推進する。また、このネットワークをアジア地域にも拡大し、多地域共同治験を進めやすい体制を構築する。

⑨ **信頼性の確保されたゲノム医療の実現等に向けた取組の推進**

遺伝子・ゲノム解析技術の進歩により、遺伝学的検査が実施されていること等を踏まえ、医療における遺伝子情報の実利用（発症予測、予防、診断、最適な薬剤投与量の決定、新たな薬剤の開発等）に向けた諸課題について検討を進め、個々人の体質や病状に適した「ゲノム医療」の実現に向けた取組を推進する。

また、消費者向け遺伝子検査ビジネスについては、科学的根拠に基づいた情報提供、検査の質の確保及び個人情報保護の確保を図るなど、健全な発展を図る。

⑩ **ものづくり力を結集した日本発の優れた医療機器等の開発・事業化**

医療ニーズを踏まえた医療の質と効率性の向上・健康寿命の延伸と、医療機器産業の活性化を実現するべく、オンリーワンの世界最先端の革新的医療機器の開発・事業化を加速し、その果実を国民に還元する。

このため、開発した医療機器の知財取得とその戦略的活用を進めるとともに、我が国発の医療機器の国際標準化の推進、我が

国の医療機器を扱える現地人材の育成と併せた医療機器の国際展開等を産官学が連携して進める。

また、地域における技術力のある事業者・大学等による医療機器の開発・事業化を推進するため、医療機器の開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を推進することとし、これに必要となるコンサル人材の育成強化を図り、医療ニーズの把握、国際展開を含む販路開拓、薬事申請等の各場面において開発事業主に対する支援を強化する。

加えて、我が国のものづくり力を活かした義肢装具の研究・開発及びその成果の普及を推進する。

⑪ がん対策の取組の一層の推進

国民病であるがんの克服に向けて取組を加速し、健康寿命の更なる延伸を図るため、予防、治療・研究、共生を柱とした「がん対策加速化プラン」を年内を目途に策定する。これに基づき、がん対策の取組を一層推進する。

テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に年間 5,000 億円（世界市場の 5 割程度）」

⇒2013 年度：年間 2,400 億円（車載用・電力貯蔵用蓄電池の市場規模の合計）

※シェアに固執することなく、確実に先端蓄電池市場を獲得し、収益を確保するため、KPI を「2020 年に世界市場の 5 割獲得」から変更。

《KPI》「2014 年秋までに、窓をトップランナー制度に追加する。」

⇒窓(サッシ及び複層ガラス)を新たにトップランナー制度に追加。

《KPI》「家庭用燃料電池(エネファーム)は、2020 年に 140 万台、2030 年に 530 万台の普及を目指す。」

⇒115,000 台(2014 年度末現在)

ユーザー負担額の現在の投資回収期間：18 年

※ユーザーが許容可能と考えられる水準まで投資回収期間が短縮することで加速的に普及が進むと考えられることから、「2020 年にユーザー負担額が 7、8 年で投資回収可能な金額を目指す。」を補助指標として設定。

《KPI》「2030 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。」

⇒2014 年度(速報値)：24.3%

《KPI》「2016 年までに計 16 か国と二国間オフセット・クレジット制度の協議妥結・署名」

⇒2015 年 5 月末までに新たに 3 か国と二国間協議妥結・署名(計 14 か国)

(2) 施策の主な進捗状況

(大規模建築物について省エネ基準への適合を義務化)

- ・住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を義務づけるほか、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の誘導措置を創設する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案を本年 3 月に国会に提出した。

(海洋資源の調査を推進)

- ・ 表層型メタンハイドレートについて資源量把握に向けた調査を進め、昨年度までに、表層型メタンハイドレートが存在する可能性のあるガスチムニー構造が計971カ所存在することを確認した。
- ・ 海洋鉱物資源について、昨年9月、我が国の大陸棚を延伸する政令が制定され、10月に延伸大陸棚での探査に着手。昨年12月に沖縄本島北西沖に新たな海底熱水鉱床の存在を確認し、本年1月には沖縄県久米島沖に有望な海底熱水鉱床の存在を確認した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

我が国の抱える環境・エネルギー制約を好機ととらえ、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に取り組むとともに、我が国の優れた省エネ・再エネ技術・製品・サービス・システムを成長産業と位置づけ、積極的な海外展開を通じてグローバル市場の獲得を目指す。あわせて、海洋資源開発を進める。

① CO2 排出の少ない水素社会の実現

水素社会の実現に向けたロードマップに基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車の普及促進に向けた導入補助や、セルフ充電の許容等の水素ステーションに関する規制見直し及び技術開発を着実に進める。また、水素需要を更に拡大しつつ、未利用エネルギーを活用する大規模な水素製造・供給システムの確立や、水素製造にCCS（二酸化炭素回収・貯蔵）を組み合わせ、又は再生可能エネルギー由来水素を活用したCO₂フリー水素製造・供給システムの確立に向けて、技術開発・実証を進める。

② 環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現

省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に照準を合わせ、大会会場その他地域でその成果を内外に発信する。具体的には、エネルギー需要面では、次世代半導体などの革新材料の開発及び家電製品やバス・鉄道などの輸送手段への実装や、燃料電池技術のバス等への実装を進めるとともに、エネルギー供給面では、再生可能エネルギーに加え、熱の有効活用により高いエネルギー効率を達成

する観点から、廃棄物処理施設の廃熱利用やコジェネレーション等の導入拡大を積極的に図る。さらに、高度なエネルギーマネジメント技術を活用し、蓄電池群制御やダイヤモンドリソース等を需給調整力として有効活用することで、地域をあたかも一つの発電所のように機能させるバーチャルパワープラント（仮想発電所）のモデルを示す。

③ 再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入拡大

再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、系統整備や系統運用の広域化、蓄電池の研究開発・実証、環境アセスメント手続の迅速化、ベースロード電源である地熱発電への支援策の強化など、各電源の特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入に取り組む。

④ 優れた省エネ・クリーンエネルギー技術の海外移転の推進

優れた省エネ・クリーンエネルギー技術（高効率発電、省エネ家電、省エネ部材、次世代自動車、再生可能エネルギー関連技術等）の海外移転を推進することにより、エネルギー産業の海外市場獲得を促進するとともに、地球規模での温室効果ガス排出削減に貢献する。このため、インフラ輸出等を通じたエネルギー産業の国際展開を推進する「エネボリューション（Enevolution）」イニシアティブを推進し、新興国との政策対話等を通じて、我が国の高効率で信頼性の高いエネルギーインフラ輸出を実現する。さらに、海外における省エネ等制度の構築支援、官民ミッションの派遣や海外実証事業による現地企業とのパートナーリング等を積極的に進めていく。また、二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の署名国数を2016年までに現在の14か国から16か国に拡大することを目指すとともに、プロジェクトの形成を支援し、その排出削減・吸収への日本の貢献を定量化して、日本の排出削減目標の達成にも活用する。

⑤ 海洋資源開発の推進及び関連産業の育成

- ・ 砂層型メタンハイドレートについては、長期の海洋産出試験や日米共同研究等を実施し、長期・安定的な生産技術の開発に取り組む。また、表層型メタンハイドレートについては、資源量把握のため集中的な掘削調査を実施し、その結果を踏まえて資源回収技術の本格調査・研究開発等を行う。海底熱水鉱床につ

いては、採鉱、揚鉱に係る調査、技術開発等を官民一体となつて進め、2017年度中に世界に先駆けて生産試験を開始する。また、レアアースについては、資源ポテンシャル評価を本年度中に行う。

- ・ 民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進のための環境整備に向けて、海洋資源開発関連産業に係る技術の開発支援を行うとともに、その基盤となる技術者の育成を進めるため、産官学が協力して、本年度に大学と産業界のマッチング等の調整を行う専門機関・組織の確立に向けた調整を行い、来年度から人材育成システムの運用を開始する。

テーマ3：安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030年に国内の重要インフラ・老朽化インフラはすべてセンサー、ロボット等を活用した高度で効率的な点検・補修が実施されている。」

⇒次世代社会インフラ用ロボットによる点検等について、5分野で現場検証を行い、試行的導入に向けた評価を実施。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、5分野で現場検証を実施する技術を決定し、現場検証に着手した。

《KPI》「2030年には、安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及。」

⇒2013年における国内向け乗用生産台数のうち安全運転支援装置・システムとして普及が進む衝突被害軽減ブレーキ（低速域衝突被害軽減ブレーキを含む。）の装着台数

約 65.3 万台 (装着率：約 15.4%)

(2012年 約 18.5 万台 (装着率：約 4.3%))

(2) 施策の主な進捗状況

(「インフラ長寿命化計画 (行動計画)」の策定)

- ・ 本年4月1日時点で、国土交通省、農林水産省、法務省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、75団体の地方公共団体が「行動計画」を策定した。来年度末までに、策定主体として予定している3,185団体の約99%で「行動計画」を策定予定としている。

(次世代インフラ用ロボット、モニタリング技術の研究開発・導入)

- ・ 次世代社会インフラ用ロボットによる点検等について、橋梁、トンネル、水中維持管理、災害調査、応急復旧の5分野で、昨年4月より現場検証の公募を行った上で、101件の現場検証計画を策定し、本年1月までに91件の現場検証を行った。その後、試行的導入に向けた評価を53件実施した。
- ・ センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の5分野で、昨年9月より現場検証の公募を行った上で、12月までに現場検証を実施する技術を40件決定し、現場検証に着手した。

(世界一の ITS 構築に向けた戦略の展開)

- ・ 昨年6月に IT 総合戦略本部にて決定し、本年6月に改定された「官民 ITS 構想・ロードマップ 2015」を踏まえ、官民連携の推進体制として、総合科学技術・イノベーション会議における SIP 自動走行システム推進委員会と IT 総合戦略本部における新戦略推進専門調査会道路交通分科会との合同会議体を立ち上げ、自動走行システムに係る戦略の推進を行っているところ。
- ・ 「官民 ITS 構想・ロードマップ 2015」において、交通データの利活用に向けた今後の方向や当面進めるべき具体的取組等を位置付け、これに係る戦略の推進を行っているところ。また、自動車関連情報の利活用を図るため、本年1月に、「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」を策定した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

国民の安心・安全を確保するとともに、トータルコストを縮減・平準化し、新技術の開発やメンテナンス産業の育成を目指すインフラ長寿命化については、これまでの取組に続き、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、来年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。さらに、各府省は、インフラ老朽化対策のための計画策定や対策推進に活用可能な各種支援策について、その周知及び充実を行う。また、新たなインフラビジネスを支える新技術の開発・社会実装や安全・快適にヒト・モノの移動ができる社会像を実現するため、以下の施策を講ずる。

① 次世代社会インフラ用ロボットの研究開発・導入

次世代社会インフラ用ロボットについて、公募を行った上で、直轄事業の現場における検証・評価を行い、開発・改良を促進した上で、試行的導入に向けた評価手法等の検討を行う。特に、現場検証・評価を踏まえた災害調査等の一部の技術については、来年度以降としていた直轄事業における試行的導入を本年度の実施を含め可能な限り前倒しする。さらに、地方公共団体における導入への技術的支援を行うため、ポータルサイトの設置や地方ブロックごとの産学官の連携体制の整備等を行う。これらを推進することにより、速やかな本格導入を図る。

② インフラメンテナンス産業の育成・活性化

「インフラ長寿命化計画（行動計画）」等を実行するための基盤となるインフラメンテナンス産業の育成・活性化を図るため、来年度より、産官学が総力を挙げてこれに取り組むプラットフォームとしてインフラメンテナンス国民会議（仮称）を設立するとともに、ベストプラクティスを表彰し理念を普及するインフラメンテナンス大賞（仮称）を創設する。

③ 世界一の ITS 構築に向けた戦略の展開

「官民 ITS 構想・ロードマップ 2015」に基づき、総合科学技術・イノベーション会議における SIP の研究開発プロジェクトを実施しつつ、戦略を展開する。

自動走行システムについては、グローバル市場での競争力強化、交通事故の削減、高齢化の進展への対応等の我が国の抱える課題を踏まえ、2020 年代後半以降に完全自動走行の試用開始を目指すため、当面は先行的に、高速道路において自動走行が行える「グローバル市場での国際競争力強化に資する自動走行システム」、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における導入を目指す「自動走行機能付き地域公共交通システム」、地域における高齢者等の移動手段を念頭に置く「地域コミュニティ向け小型自動走行システム」等の開発を進める。

また、交通データの利活用については、自動走行等の基礎的な情報として必要な地図情報基盤（ダイナミック・マップ）の官民連携による研究開発や、プローブデータの共通利用に必要なルール等の検討、ビッグデータの活用とともに科学的な分析に基づく集中的な対策による渋滞ボトルネックや潜在的な交通事故危険箇所の解消等により道路ネットワーク全体としてその機能を時間的・空間的に最大限に発揮させる道路を賢く使う取組、大型車両の通行適正化を図るために道路を適正に利用する者への ITS 技術の活用による許可手続の弾力化、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までにテレマティクス等を活用した新たな保険サービスや自動車の履歴情報を収集・活用するトレーサビリティ・サービス等の実現を目途とする「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」に基づく新サービスの創出・産業革新等のための取組等を推進する。

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される。」

2013年度末：48.7% ⇒ 2014年度末：50.3%

《KPI》「今後10年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する。」

2011年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001円/60kg
⇒2013年産の担い手のコメの生産コスト

- ・個別経営* 11,374円/60kg (16,001円/60kg に対し2.9割減)
- ・組織法人経営** 11,931円/60kg (16,001円/60kg に対し2.5割減)

*認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体 (水稲作付面積15ha以上層)

**米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体 (平均水稲作付面積約29ha)

《KPI》「今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。」

2010年：1万2,511法人 ⇒ 2014年：1万5,300法人

《KPI》「6次産業化の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にする。」

2010年度：1.2兆円 ⇒ 2013年度：4.7兆円*

*食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野 (加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等) の市場規模の合計

《KPI》「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円 (現状 (2012年) 約4,500億円) とする。」

2012年：4,497億円 ⇒ 2014年：6,117億円

《KPI》「酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする。」

2014年：236件 ⇒ 2015年 (4月末)：284件

(2) 施策の主な進捗状況

(農協等改革の実施)

- ・ 農業協同組合・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施するため、以下を主な内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案を本年4月に国会に提出した。

① 農業協同組合法の改正

- ・ 農業協同組合の経営目的を明確化し、農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定。
- ・ 地域農協の理事の過半を原則として認定農業者等とするよう規定。
- ・ 全農について、全農がその選択により、株式会社に組織変更できるように規定。
- ・ 中央会制度を廃止し、都道府県中央会については農業協同組合連合会に、全国中央会については一般社団法人にそれぞれ移行。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付け。

② 農業委員会等に関する法律の改正

- ・ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更。
- ・ 農地利用最適化推進委員の新設。
- ・ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定。

③ 農地法の改正

- ・ 農業生産法人要件（役員要件及び議決権要件）の見直し。

(6次産業化を推進)

- ・ 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による6次産業化を加速するため、多様な農林漁業者による同ファンド活用に係るガイドラインの策定やサブファンドの出資割合の引上げといった措置を昨年度に講じた。

(酪農の流通チャンネルを多様化)

- ・ 酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにするなどの生乳取引の改善や、乳業施設の設置規制の緩和について、昨

年度に措置した。

(輸出を促進)

- ・ ジャパン・ブランドを推進するため、コメ・コメ加工品や牛肉等 7つの品目別輸出団体を昨年度から本年度にかけて順次整備した。また、水産庁による水産加工場の EU 向け HACCP 認定業務を昨年 10 月より開始した。

(都市農業を振興)

- ・ 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための都市農業振興基本法が本年 4 月に成立した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

農林水産業を成長産業化し、農業者の所得向上を図るため、「『日本再興戦略』改訂 2014」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 26 年 6 月 24 日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）で示された、米の生産調整の見直し、農地中間管理機構や大区画化・汎用化を通じた農地集積・集約化等の一連の農政改革を着実に実施しつつ、2015 年ミラノ国際博覧会や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、地域の多様な日本食・食文化や農山漁村の魅力を発信し、インバウンド需要や更なる輸出促進につなげるなど、新たな需要フロンティアを取り込みながら施策の深化を図る。

農林水産業の成長産業化を推し進めるためには、土地改良事業の一層の推進、生産・流通システムのコスト削減、ICT 技術の活用等を通じて生産性を一層向上させるとともに、マーケットインの発想に基づき、需要と供給を結ぶバリューチェーンを高度化させる必要がある。このため、i) 生産レベルにおいて、市場のニーズを的確に把握する経営者を育成すること、ii) 生産から加工・販売へとバリューチェーンを連携させて付加価値を高めること、iii) 付加価値を高めた農林水産品・農林水産加工品を国内外のマーケットへとつなげていくことが重要である。あわせて、iv) 林業・水産業の成長産業化にも取り組む。

こうした視点から以下の取組を推進する。毎年の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、施策の不断の点検と見直しを行う。

i) 生産現場の強化

① 米政策改革の着実な実施

- ・ 農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備するため、2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた取組を工程に沿って実施する。その際、需要に応じた生産を推進するため、播種前契約・複数年契約等による安定取引等を一層推進する。また、多様な市場の機能を活用することにより、需給動向を反映した透明・公正な価格形成がなされることが重要である。このため、現物市場については代表的な銘柄を含む指標性を持つ市場へと活性化するよう、政府として必要な後押しをする。
- ・ 飼料用米などの戦略作物について、食料・農業・農村基本計画に基づき、生産拡大とあわせて、本作化に向けて生産性の向上を図る。特に飼料用米の生産性については、多収性専用品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後（2025年度）にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減）させる。この目標の達成に向け、飼料用米のコスト構造を把握・公表しつつ、PDCAサイクルを効かせながら施策を点検する。
- ・ 需要に応じた生産の推進に当たっては、海外の需要にも目を向けて、米の輸出を拡大させるための施策を積極的に進める。
- ・ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、地域農協は、全農・経済連の協力も得て、農産物の買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。

② 農地中間管理機構の機能強化

今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用されるという目標を着実に達成するべく、以下をはじめとする取組を行うことにより、国・都道府県・市町村など関係者が一丸となって、農地の集積・集約化に向けた取組を加速する。毎年度、農林水産業・地域の活力創造本部で同機構の評価をする。

ア) 農地中間管理機構の実績等の公表

各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。

イ) 農地中間管理機構の体制の改善

農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役員等々の体制整備を求めることとし、それを踏まえて改善した

農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置（業務委託先における担当者の配置も含む。）等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。

あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。

さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。

ウ) 農地の集積・集約化の環境整備

農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。

エ) 遊休農地等に係る課税の強化・軽減等

農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、本年度に政府全体で検討し可能な限り早期に結論を得る。

オ) 農地情報公開システムの機能向上

現況に基づく最新の農地情報（耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等）をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。

③ 経営感覚に優れた担い手の確保・育成と法人化の推進

- ・ 持続可能で力強い農業構造を実現するためには、担い手（法人経営、家族農業経営等の認定農業者等）が主体性と創意工夫を発揮して経営発展することが重要である。このうち法人経営については、経営管理の高度化や安定的な人材確保、円滑な経営

継承、休暇の取得等のメリットがある。このため、農業経営の法人化に向けて、都道府県レベルにおいて、本年度中に、法人化の目標設定をするとともに、農業経営アドバイザー・税理士・中小企業診断士・地域金融機関等の経営に関する専門家による支援体制を整備する。

- ・ 経営感覚に優れた担い手の確保・育成のためには、農業経営者が自らの経営状況を正確に把握し計画的に改善・発展させることに加え、政策金融を含む金融機関からの資金調達の円滑化等が図られるようにすることが重要である。このため、経営能力（マーケティングや財務等）を客観的に評価し、事業性評価に基づく融資を推進する仕組みや、農業法人への雇用就農者が経営の継承や起業・独立をするまでのキャリア形成を促す仕組みなど、経営発展の段階に応じた支援体制の整備について検討する。
- ・ 農業経営者のための収入保険の導入について、事業化調査を実施するとともに、制度の在り方や仕組みについて、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含めて検討を進め、必要な法制上の措置を講ずる。

ii) 国内バリューチェーンの連結

① 6次産業化等の推進

- ・ 明確な事業戦略の下で6次産業化を実践する農林漁業経営体の創出を促進するため、事業の発展段階等に応じ、六次産業化・地産地消費や農林漁業成長産業化ファンド等の支援施策の活用を推進するとともに、6次産業化の取組に意欲を持つ農業者等のサポート体制の充実や地域ぐるみの6次産業化を推進する。
- ・ 薬用作物の産地化など医福食農連携の取組を推進する。

② 畜産・酪農の強化

- ・ 畜産・酪農生産基盤強化のためには、地域全体で畜産・酪農の生産を支えるように、生産構造の転換を図ることが重要である。このため、関係者が連携して収益性の向上を図る畜産クラスターの推進等により、酪農・肉用牛共通の繁殖基盤である酪農経営基盤の強化、繁殖拠点（キャトル・ブリーディング・ステーション等）の整備、肉用牛の繁殖・肥育一貫化等を進める。また、生乳の流通・取引の合理化など生産・流通システムの効率

化等を推進する。

- ・ 畜産・酪農経営には、畜舎整備や生産資材に多額の資金を要することから、コスト低減とリスク軽減を図ることが重要である。このため、関係する手続の簡素化・迅速化を含めた規制等の見直しの取組や、政策金融を含む金融機関からの資金調達の円滑化について検討する。
- ・ また、市場のニーズの変化に対応したマーケットインの発想により、差別化やブランド化を図る取組を進めるとともに、畜産・酪農生産者の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を推進する。

iii) 輸出の促進等

① ジャパン・ブランドの推進

- ・ オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会で輸出拡大方針を策定し、品目別輸出団体、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等を通じてジャパン・ブランドとして輸出を一層促進し、潜在的な需要が大きいと考えられる米や、差別化しやすい牛肉など、今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる品目に重点的に取り組み、2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒しして実現することを目指す。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用し、日本食と日本産酒類を効果的に連携させた海外展開を推進するとともに、地理的表示保護制度（GIマーク等）を活用して地域特産品の輸出を促進する。

② 輸出の環境整備

- ・ 成田をはじめ国際空港近辺の卸売市場における証明書交付、検疫等輸出手続のワンストップサービス化等を進め、輸出モデル地区として農林水産物の輸出拠点の整備を図る。
- ・ 我が国農産物の食品安全性の向上や食産業の競争力強化のため、国際的な規格づくりとして、我が国発の輸出用GAPについて本年度中に規格を策定し、2017年度に規格の承認申請を行うとともに、HACCPをベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築を本年度中に官民連携で目指す。食産業の海外展開を推進するため、新たに先進国も含む幅広い地域を対象にフードバリューチェーンの構築を図る。
- ・ 輸出先国の規制など輸出促進の阻害要因となっている課題を

洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした農林水産物・食品輸出環境課題レポートを毎年作成し、課題解決に向けた取組を優先順位を付けながら計画的に推進する。また、疾病発生時でも畜産物輸出を継続できる体制を構築する。

iv) 林業・水産業の成長産業化

① 林業の成長産業化

- ・ 新たな木材需要を生み出すため、耐火部材の開発とともに、国産材 CLT（直交集成板）の普及の拡大を進め、来年度期首に5万m³程度の生産能力を実現し、2024年度までに年間50万m³程度の生産体制を構築する。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、木材利用のプロモーションを進める。
- ・ 木質バイオマスについて、本年4月から固定価格買取制度において小規模（2,000kW未満）で未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電の調達価格区分を新設したことを踏まえ、地域密着型の小規模発電や熱利用との組合せ等によるエネルギー利用や、セルロースナノファイバーの国際標準化に向けた研究開発を進めつつマテリアル利用への取組を推進する。
- ・ 施業集約化や木材搬送システムの改善等により、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給システム（木材バリューチェーン）の構築をする。また、計画的な伐採・森林整備（森林資源の循環利用に資する花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進するとともに、施業集約化を進めるため森林境界及び所有者の明確化の取組を加速する。

② 水産業の成長産業化

- ・ 漁業地域自らが、企業・NPO等のサポートを得て、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」を来年度末までに全国で水揚げ量の約7割をカバーする600件（2014年度末で427件）に増加させるとともに、複数の漁村地域が連携する「広域浜プラン」を2017年度末までに60の地域で策定することを目指す。これらによりプラン策定地域における所得を、プラン策定後5年間で10%以上向上させ、持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築する。また、漁船漁業の収益性の高い生産・操業体制へ転換を図るとともに、養殖業や漁業現場でのコスト削減やIT技術の活用を推進する。

- 本年夏から IQ 方式の効果検証を開始するとともに、本年度から漁業者等が作成する資源管理計画の評価検証等を順次実施するなど、資源管理の高度化を推進する。
- 水産加工場の EU 向け HACCP 認定、漁港の衛生管理による水産物輸出拡大や流通促進を図る。違法漁業対策にも資するトレーサビリティの導入に向けたガイドラインを 2017 年度までに策定する。

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030年には訪日外国人旅行者数3,000万人を超えることを目指す。」

⇒2014年：1,341万人（2012年：836万人）

(2) 施策の主な進捗状況

(ビザ発給要件の戦略的緩和)

- ・ インドネシア向けの IC 旅券事前登録制によるビザ免除、フィリピン、ベトナム及び中国向けの数次ビザの発給要件の大幅緩和、インド及びブラジル向けの数次ビザの導入など、訪日外国人旅行者が多く見込まれる国を中心にビザ発給要件の緩和を実施した。これに併せて戦略的に実施した訪日プロモーションや航空ネットワークの拡充効果に加え、為替の変動も相まって、同地域からの訪日客は大幅に増加した。

(外国人の長期滞在を可能とする制度の創設)

- ・ 本年6月に、海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度を創設した。

(外国人旅行者向け消費税免税制度の更なる拡充)

- ・ 地方運輸局・地方経済産業局での相談対応や全国各地での説明会の開催、免税店シンボルマークの制定・活用促進、昨年10月の全品目免税対象化等の取組により、全国の免税店は本年4月1日時点で18,779店となり、「2020年に向けて全国各地の免税店を10,000店規模へと倍増させる」という目標を前倒しで達成した。
- ・ 昨年の拡充に引き続き、地方における更なる免税店の拡大及び利便性向上を図る観点から、本年4月より、商店街等において免税手続を「免税手続カウンター」でまとめて行えるようにする手続委託型輸出物品販売場制度を創設するとともに、外航クルーズ船が寄港する港湾における免税店に係る届出制度を創設し、すでに地方の商店街や港湾施設において、新制度の活用が始まっている。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

2014年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人（前年比+29.4%）、その旅行消費額は2兆278億円（前年比+43.1%）に達し、ともに前

年に比べて大きく増加した。訪日外国人旅行者について、「2,000 万人時代」の早期実現に向け、また、2030 年には 3,000 万人を超えることを目指し、観光の持つ広範な波及効果や意義に鑑み、インバウンドと国内観光を含めて、観光を日本経済を牽引する基幹産業に飛躍させる。このため、これからの観光立国は、今まで以上に、「稼ぐこと」、「地方創生」を念頭に推進していくこととし、「2,000 万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額 4 兆円を目指す」、「2,000 万人が訪れる年に、日本全国で 40 万人の新たな雇用を生み出す」、「地方の免税店数を約 6,600 店（2015 年 4 月）から、2017 年に 12,000 店規模、2020 年に 20,000 店規模へと増加させる」ことを目標にする。

このため、これまで以上に戦略的な政策誘導の重要性を強く意識して、効果的なプロモーションを展開するとともに、ビザ要件の戦略的緩和等に取り組む。また、国内外からの観光客の流れを戦略的に創出し、観光による地方創生を進めるべく、「観光地経営」の視点に立って観光地域づくりの中心となる組織・機能（日本版 DMO）を確立しながら、観光まちづくりの推進等を含め、地域の魅力を徹底的に磨き上げるとともに、地域をテーマ性・ストーリー性をもって点から線、線から面へとネットワーク化し、広域的に発信する。

また、年間 2,000 万人、さらには、その先の年間 3,000 万人の訪日外国人旅行者を受け入れるに当たって、空港ゲートウェイ機能をはじめ、航空・バス等の交通機関や宿泊施設等の供給能力（キャパシティ）が制約要因となることがないように、官民が需給の状況を丁寧に見ながら、適切な対応ができるように地域ごとに体制づくりを進める。

さらに、CIQ に係る必要な物的・人的体制の整備等による出入国手続の迅速化・円滑化や、通訳案内士制度の見直しによる有償通訳ガイドの供給拡大、多言語対応や空港・港湾・道の駅等の拠点機能の強化等といった受入環境整備を急ピッチで進める。

これらの施策を含め、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」（平成 27 年 6 月 5 日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、以下の取組を進める。

- ・ インバウンド新時代に向けた戦略的取組
- ・ 観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化
- ・ 地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興
- ・ 先手を打っての「攻め」の受入環境整備
- ・ 外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流
- ・ 「リオデジャネイロ大会後」、「2020 年東京オリンピック・パラ

オリンピック競技大会」及び「その後」を見据えた観光振興の加速
これらの取組の中で、KPI の達成に向け、特に講ずべき具体的施策
としては以下のとおり。

① インバウンド新時代に向けた戦略的取組

- ・ 地方ブロックごとに数値目標を立てつつ、広域観光周遊ルートの形成・海外発信等の様々な戦略的プロモーションにより、ゴールデンルートに集中する訪日外国人旅行者を地方へ誘客する。
- ・ 現地の旅番組や、パワーブロガー・Youtuber など、現地において高い発信力を有する者を招請し、地方の魅力を海外の隅々まで発信する。
- ・ これまで訪日旅行のピークであった夏シーズンのみならず、春の桜、秋の紅葉に加え、冬の雪のシーズンの魅力を発信することにより、四季折々の魅力を PR し、年間を通して訪日需要を創出する。
- ・ 海外からの教育旅行について、2020 年までに年間訪問者数を2013 年度の約 4 万人から 5 割増にすることを目標に、日本政府観光局（JNTO）を交流マッチングの一元的窓口として位置づけるとともに、海外の学校関係者などの招請や、海外におけるセミナーの開催、学校の理解増進や交流に参加する学校の発掘等の施策パッケージを検討し、「学校交流・体験促進プログラム」（仮称）として取りまとめ、実行する。
- ・ 日本の歴史・文化に高い関心を有しつつもまだ十分に盛り込めていない欧米からの訪日需要を確実に取り込むべく、欧米向けのプロモーション戦略を今一度練り直し、欧米からの旅行者に訴求する日本の歴史や伝統文化をテーマとしたプロモーションを実施し、体験型訪日ツアー商品の充実を図る。
- ・ JNTO 海外事務所が中心となって、魅力あるモノ・サービス・食の提供に取り組む現地日系企業や政府関係機関とコンソーシアムを形成し、日本ブランド全体を売り込む直接的で強力なプロモーションを展開する。
- ・ 日本の魅力を海外に力強く PR するため、関係機関が連携を強化し、我が国が誇る和食、地酒、文化等について、ビジット・ジャパン、クールジャパン施策等が一体となって発信し、地方への具体的な誘客を促進する。
- ・ 「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事

業」や株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）による出資により、地域の魅力を伝える放送コンテンツの海外展開を関係省庁が協力して支援することにより、日本の旅番組や、地方の銘菓や地酒など地域ならではの特産品を紹介する素材等の発信を一層強化し、地方への誘客を図る。

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が地場の工芸品、製造業、農業など地域の魅力を分野横断的に海外に PR し、輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェクト」を実施するに当たり、JNTO の協力を得て、メディア関係者の招へい等を通じて対外発信を強化することにより、観光誘致につなげる。
- ・ 訪日外国人旅行者数 2,000 万人の実現に向けて、治安への十分な配慮を前提としつつ、更なるビザ要件の戦略的緩和に取り組むこととし、フィリピン、ベトナムなどに対しては、相手国の協力を得ながら、昨年度新たに導入した制度の運用状況を見極めつつ取り組む。
 - － モンゴル向けの数次ビザの発給を早期に実現する。
 - － ビザ要件の緩和を実施した国・地域において、プロモーションを集中的に実施する。
 - － 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。

② 観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化

- ・ 地方運輸局・地方経済産業局が連携して、免税手続カウンターを活用した「免税商店街」の実現に向けて、自治体、商工会議所、商店街関係者に強く働きかけを行う。また、商店街が、「免税商店街」化にあわせて行う、キャッシュレス決済に必要な端末、免税システム、Wi-Fi 機器の導入等への支援を拡充し、地方において外国人旅行者が快適に買い物できる環境づくりを進める。
- ・ 地域産品や、日本ならではの商品・伝統工芸品に触れながら、買い物を楽しめる、地域の魅力あるショッピングエリアを巡るコースを、地方ブロックごとに作り上げて、JNTO が海外に強力に発信する。
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大策とも連携して、外国人旅行者が安心して円滑に地域の農林水産物・食品を購入し、持ち帰るこ

とができる環境・体制を整備する。

- ・ 各地方運輸局において、外国人観光客に訴求する質の高いサービス・商品を選定し、地方ブロックごとのブランドマークを付与する。認定された地域ブランドに対して、当該サービス・商品を活用した地域への誘客、海外展開・販路拡大を指南するプロデューサーの派遣を行う。
- ・ 国内各地において、質の高い着地型旅行商品の造成・販売ルートの多角化を図るため、地域限定旅行業を営む際に必要な要件を見直し、事業参入を促進することで、地域限定旅行業を「地域の旅のコンシェルジュ」へと活性化させる。

③ 地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興

- ・ 外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルートを選定し、関係省庁の施策を集中投入するとともに、地域が推進する取組に対してパッケージで支援し、海外に強力で発信する。
- ・ 全国各地のモデル地域において、日本版DMOを確立し、当該組織が中心となって実施する関係者の合意形成や、マーケティングに基づく戦略策定、各種の主体が実施する観光関連事業と戦略との整合性に関するマネジメント等による「観光地経営」や商品造成などの観光振興の取組を支援し、地域の関係者が一体となって観光資源を磨き上げる取組を推進する。
- ・ 望ましい機能を備えた日本版DMOを全国的に構築していくことを目指す。このため、欧米の先進事例等を踏まえ、各地域の実情に応じて段階的にレベルアップできるように、求められる機能等を整理したマニュアルを策定し、関係者への普及を図る。
- ・ 日本版DMOの機能を備えた組織づくり、観光分野以外の関係者との連携、外国人の受入環境整備、美観維持やトイレ整備といった快適な観光地の形成など、各地における観光地域づくりの先進事例について情報提供を強化し、地域における取組の質の向上を図る。
- ・ 「道の駅」を地域の観光振興の核として位置づけ、優れた取組を行う「道の駅」を全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」として選定し、各省庁の施策を総動員して、観光拠点化の取組を支援する。
- ・ 良好な景観形成、歴史まちづくり、国際的ビジネス環境整備等の関連施策と連携しつつ、観光まちづくりを総合的に推進する

ため、自治体向けの「観光まちづくりガイドライン」（仮称）を作成・周知するとともに、観光まちづくりに関する相談窓口を国土交通省に設置する。

- ・ 観光地の魅力向上、歴史的街並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、新たな無電柱化推進計画を策定し、観光地等において本格的な無電柱化を推進する。
- ・ 国立公園・ジオパーク[※]等の我が国を代表する自然・景勝地を観光資源として活用するとともに、それらの魅力を発信していく。

※ジオパーク：地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく、生態学的・考古学的又は文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界を定められた地域

- ・ 日本食・食文化の海外への魅力発信や輸出促進を、「本場」で味わってみたいというインバウンド需要につなげるため、地理的表示保護制度の活用など、食と農の魅力を発信する取組を推進する。
- ・ 国内の地域間交流や訪日外国人の国内移動を更に活性化させるため、低廉かつ良質な交通サービスであるLCC等や高速バスのネットワークの充実及び新たな旅行需要の創出等を図るべく、LCC等・高速バス活性化協議会（仮称）の設置、イメージ向上のためのプロモーション戦略の実施、低廉で利便性の高い空港アクセスの確保及びLCC等と空港アクセスのセットでのプロモーション、高速バスに係る情報プラットフォームの構築や「道の駅」との連携等に取り組む。

④ 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

- ・ 首都圏空港の機能強化に向けて、羽田空港の飛行経路の見直しについて住民との双方向の対話を行い、環境影響に配慮した方策を策定するなど、2020年までの年間発着枠約8万回の拡大に最優先に取り組む。また、2020年以降の機能強化については、成田空港における抜本的な容量拡大などの諸課題について、関係地方公共団体等と議論を深める。【再掲】
- ・ 訪日需要の急速な増加に対応するため、引き続き、首都圏空港の機能強化のみならず、全国の空港への就航を促進するとともに、関係省庁の協力を得て、できるだけ速やかに全国の受入れ体制を強化する。
- ・ 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国への

出入国を迅速かつ円滑・快適に行えるよう、地方空港・港湾における出入国審査の状況も十分考慮して、CIQに係る必要な物的・人的体制の整備を進める。

- ・ ホテル・旅館等の宿泊需要が逼迫する場合への対応として、イベント開催時に一時的に自宅等を提供する場合の運用の緩和や小規模の農林漁業民宿に係る構造設備基準の特例措置の対象の拡大を行う。なお、インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅等を活用した民泊サービスについては、新たなビジネス形態であることから、まずは、関係省庁において実態の把握等検討を行う。
- ・ 増加する貸切バス需要に柔軟に対応するため、貸切バスの営業区域について、地方ブロック単位及び営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を本年9月末まで実施しており、10月以降の対応方針を検討する。
- ・ 通訳案内士制度の見直しによる有償通訳ガイドの供給拡大について、地域における多様な通訳ガイドのニーズに応えるため、自治体が独自に育成する「地域ガイド制度」を導入するとともに、全国ガイドについて、資格取得後の研修により品質を確保する。
- ・ 国土交通省の出先機関を中心に設置した訪日外国人旅行者数2,000万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会を活用し、空港・港湾のCIQ体制、空港容量、貸切バス・宿泊施設等の供給の確保などの事項について、地域における受入環境整備の課題・現状と対応策の中間取りまとめを本年夏目途で行い、必要な措置を講じる。
- ・ 多言語対応ガイドライン（2014年3月）に基づき、多言語対応の統一性・連続性の確保に向けて必要な取組を進める。
- ・ 飲食店において、多言語メニューの用意等の取組が進むよう、事業者団体と連携しながら、先進的事例の紹介やセミナーの開催を行う。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、外国人運転者にも分かりやすい道路標識の在り方について検討する。
- ・ 無料公衆無線LAN整備促進協議会を活用し、①事業者の垣根を越えた認証手続の簡素化により、全国20万規模のスポットに一度の登録でサインインできる仕組の構築、②共通シンボルマーク『Japan. Free Wi-Fi』の普及・活用による「見える化」の

推進と利用可能場所のオープンデータ化による HP やアプリ等の媒体で効果的な発信等を行う。

- 2020 年までに、相互利用可能な交通系 IC カードを全ての都道府県で導入する。このため、交通系 IC カードの普及・利便性拡大に向けた検討会において交通系 IC カードの普及・利便性拡大のための具体的な方法を検討し、本年夏までに結論を得る。
- 外国人旅行者の手荷物や買物品を一時預りし、空港・駅・ホテル等へ配送することで、旅行者が手ぶらで観光できる「手ぶら観光」を促進するとともに、商店街等における免税手続と配送手続を一括して行うなど、サービスを高度化する。
- 地域製品の販売拡大を図るため、地方整備局が港湾管理者と連携して、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用を強力に促す。
- 外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう外国人患者受入体制の充実を図り、本年度中に都道府県ごとに1か所以上、外国人旅行者の幅広い症例に対応できる医療機関を自治体等と連携し選定する。

⑤ 外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

- JNTO が、地方都市のニーズや体制に応じたきめ細かなコンサルティングを行い、地方都市の MICE 誘致力を向上させる。
- 中規模程度のコンベンションの受け皿を充実させるため、新たに「グローバル MICE 強化都市」を4都市程度選定する。
- MICE 施設整備等の優良な民間都市開発プロジェクトについて、一般財団法人民間都市開発推進機構が安定的な金利で長期に資金を供給する。
- 統合型リゾート（IR）については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR 推進法案*の状況や IR に関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。

※IR 推進法案：特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

- 外国人長期滞在制度について、富裕層の利用促進を図るべく、海外向けの情報発信、有望市場における説明会を実施するとともに、国内民間事業者、自治体等に対する説明会を開催する。
- 我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅

行者に対して十分に伝えるため、ICT の活用を含め、英語での分かり易い解説表示の在り方・ポイント等を検討するとともに、文化財の英語での情報発信に対する支援を行う。

- ・ 美術館・博物館の作品、各地域の文化財、自然・文化遺産、さらには、多彩な美しさを持つ日本各地の空撮による風景などを、高解像度画像でデジタルアーカイブ化し、臨場感をもってインターネット上で発信する取組を促進することにより、国内外の旅行者の地域への誘客を図る。
- ・ 本年度から、「世界文化遺産活性化事業」により、多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画・情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化、誘客を図る。
- ・ 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーとして現す「日本遺産 (Japan Heritage)」の認定を、2020年度までに 100 件程度行う (本年度は 18 件を認定)。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する。
- ・ 能や歌舞伎、茶道体験、社寺観光、また、地域の伝統工芸体験や伝統芸能など各地の特色ある地域文化を観光資源化し、日本の歴史・文化に関心の高い欧米等からの旅行者に訴求する質の高い日本文化体験プログラムとして充実させ、体験プログラムへの参加を促進するとともに、滞在期間の長期化を図る。

⑥ 「リオデジャネイロ大会後」、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「その後」を見据えた観光振興の加速

- ・ 2016 年リオデジャネイロ大会終了後から、全国各地で開催される文化プログラムの機会を活用し、世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食を含む日本文化等の魅力を発信し、地方への誘客につなげる。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿の他、ラグビーワールドカップ 2019 日本開催をはじめとする他の国際競技大会等の確実な開催により、各地域に国内外からの誘客を図る。
- ・ 全国の自治体において、大会参加国の選手や観客の地域への誘客を図り、大会参加国の歴史・文化等を学校で学ぶ「一校一国運動」やパラリンピックに関する学習や障害者との交流等を深

めるホストシティ・タウン構想を強力に推進する。

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、バリアフリー法に基づく取組の着実な推進はもとより、新たに主要ターミナルにおける複数ルートของバリアフリー化や地方の主要な観光地のバリアフリー化等に重点的に取り組むとともに、「心のバリアフリー」を推進する。

三. 国際展開戦略

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

⇒2015 年 6 月時点 : 22.3%

※日本の貿易総額に占める、2015 年 6 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合 (2014 年貿易額ベース)

※8 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 19.2 兆円)。」

⇒2014 年末時点 : 23.3 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。」

⇒海外現地法人を有する中堅・中小企業の輸出額は 2010 年度の約 3.7 兆円から 2013 年度の約 5.3 兆円へ 4 割拡大

《KPI》「2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」

⇒2013 年 : 約 16 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」

2010 年度 : 66.3 億円 ⇒ 2013 年度 : 105.7 億円

(2) 施策の主な進捗状況

(日豪 EPA の発効、日モンゴル EPA の署名など、各国との経済連携交渉において前進)

- ・ 経済連携については、本年 1 月に日豪 EPA が発効し、2 月に日モンゴル EPA が署名された。日 EU・EPA については、5 月に行われた日 EU 定期首脳協議において、本年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速させることで一致した。TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定交渉については、昨年 11 月の TPP 首脳会合において、交渉の早期妥結に向けて作業を加速化することで一致し、それ以降も累次にわたって 12 か国全体での交渉会合や日米を含む二国間の協議を行い、交渉に大きな進展が見られた。

(トップセールスなど「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施)

- ・ インフラシステム輸出については、総理・閣僚によるトップセールスを昨年計 74 件（うち総理が 32 件）実施するなど、KPI（毎年 10 件以上）を大きく上回る取組を行った。カタールでの同国初の地下鉄システム「ドーハメトロ」の受注（本年 2 月）、タイの高速鉄道に新幹線技術を導入する方針の合意（本年 5 月）など着実に成果が生まれている。また、円借款や海外投融資の戦略的活用のための各種制度改善や無償資金協力・技術協力の積極活用を通じた ODA の戦略的な展開を進めた。さらに、本年 2 月には ODA の協力対象の拡大等を示す「開発協力大綱」が閣議決定され、3 月には独立行政法人日本貿易保険（NEXI）を特殊会社化し経営の自由度、効率性、機動性を向上させるための貿易保険法の改正法案を国会に提出し、5 月には海外における通信・放送・郵便事業を支援する株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立する法律が成立した他、6 月には「インフラシステム輸出戦略」平成 27 年度改訂版を策定した。

(新興国市場への海外展開を多面的に支援)

- ・ 水、食品廃棄をはじめとする 3R・廃棄物処理、高齢化等の社会課題解決に貢献する日本企業の製品・サービスが適切に評価されるようなルール形成戦略の立案に向けて、国際会議での提案、各国政府との意見交換、官民対話などの取組を東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）等も活用しつつ、進めている。また、インド・アンドラプラデシュ州の新州都建設に際し、我が国製品・サービスの現地展開に資するよう、昨年 11 月に産業協力に関する覚書を署名する等、構想段階からの事業参画を進めている。本年 3 月には新興国へのルール普及も視野に、ロボット、化学、自動車等における日 EU 間の規制協力に関する共同文書を取りまとめた。
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の販路開拓支援を強化し、国際ビジネスに精通した企業 OB 等を通じて 1,600 以上の中堅・中小企業にハンズオン支援を提供した他、「海外展開一貫支援ファストパス制度」により地方自治体、金融機関等 350 以上の海外展開支援機関との連携による企業支援を実施している。
- ・ 元日本留学生・HIDA 研修生などの親日人材のネットワークの構築や交流、共創を促すため、オンラインを活用した「親日・知日人材コミュニティ」の形成等に向けた取組を進めている。

- ・ アフリカ地域経済共同体（RECs）との間での広域開発推進のための協力関係を強化すべく、昨年 10 月に担当大使を新設した他、ハイレベル政策対話や現地人材育成支援等を行った。
- ・ アジアにおける人材育成をはじめとする法制度整備支援や、我が国法曹人材を活用した海外現地における企業支援を行った。

（クールジャパン戦略推進会議にて戦略を策定）

- ・ クールジャパンについては、本年 1 月に設置したクールジャパン戦略推進会議において、官民連携の推進、発信力強化のための方策等を検討し、6 月に「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を取りまとめた。また、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）は、本年 5 月末までに、コンテンツ関連事業やジャパンモール整備事業等、計 12 件、最大約 320 億円の投資を決定した。コンテンツの海外展開については、昨年度末までに 2,611 件のローカライズ支援、1,204 件のプロモーション支援を実施した。また、ASEAN をはじめとするアジア諸国において、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）との協力のもと、地上波、衛星放送、動画配信プラットフォーム等における放送枠・配信枠を確保し、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信した（13 か国・地域、43 事業を実施）。

（対内直接投資促進に向けた重点施策の取りまとめ、推進体制強化）

- ・ 対日直接投資推進会議は、本年 3 月、1）小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、2）街中での無料公衆無線 LAN の整備の促進・利用手続の簡素化、3）地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェットの受入れ環境の整備、4）外国人留学生の日本での就職支援、5）我が国に重要な投資を実施した外国企業を対象に副大臣を相談相手としてつける「企業担当制」の実施等、外国企業から日本でのビジネスや生活における利便性向上が求められてきた事項の改善を図る「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」を取りまとめた。また、在外公館・JETRO が連携して投資案件の発掘・誘致活動を実施し、昨年 4 月の推進会議立ち上げ後から本年 5 月までの総理・閣僚によるトップセールスは 73 件に上った。さらに、外国企業誘致・支援体制を強化するため国内外に配置された産業スペシャリストが外国企業 3,000 社以上に個別アプローチを実施し、誘致活動を継続している。本年 4 月には、東京圏国家戦略特別区域

において、法人登記や税務、労務、保険、雇用等、起業に係る相談及び各種申請手続のための窓口を集約する「開業ワンストップセンター」を開設した。同月に、外国人創業人材の受入れ促進や、公証人の公証役場外における定款認証が可能であることを明確化する国家戦略特別区域法改正案を国会に提出した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

経済連携交渉については、国益を最大化する形での TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。

インフラシステム輸出については、「インフラシステム輸出戦略」平成 27 年度改訂版に示された更なる取組を迅速かつ着実に実施し、受注目標の達成を図っていく。特に、日本企業の海外事業展開やインフラ輸出を促進する上でその事業環境を整えることに資するよう、JICA 研修においては、上記改訂版に示された施策を実施し、その戦略的強化を図る。

同時に、対内直接投資の促進や、戦略的な海外市場の獲得に向け、在外公館をはじめとした政府・関係機関等と民間企業との官民連携体制を強化するとともに、以下のような新たな施策を講ずる。

① 対内直接投資促進に向けた事業環境の改善及び誘致体制の進化

我が国経済の更なる活性化に向け、日本へ新たなビジネスモデルや先端技術の研究開発活動等を持ち込む可能性のある外国企業に、積極的に日本を立地先として選択してもらうことが重要である。

このため、「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」に定められた各施策を、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施する。

また、各国が熾烈な投資誘致競争を展開する中、我が国の誘致体制を競合国に遜色ない水準に絶えず進化させていく必要がある。このため、総理・閣僚のトップセールス（年 10 件以上）や在外公館・JETRO・地方自治体の連携等を通じた我が国投資環境の広報・情報発信を強化する。さらに、JETRO において海外主要都市に設置された誘致担当チームが中心となり、我が国市場の更なる成長・活性化が期待される分野等における重点プロモー

ションを図る。これにより多言語による相談対応や既進出企業への支援実施等の国内での取組と併せて「攻め」の営業を展開する。

加えて、総務省と全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」を活用して、地方自治体からJETROへの立地環境等の情報提供、JETROから地方自治体への外国企業の誘致手法・事例等の情報提供を本年秋を目途に開始する。さらに、JETROによる戦略策定から誘致活動までの地方自治体のニーズに応じたカスタマイズ支援を本年度中に開始するなど、地方自治体との連携を深化させる。

② 「質の高いインフラパートナーシップ」の展開

世界のインフラ需要、とりわけアジア地域の膨大なインフラ需要に日本の官民の力を総動員して対応し、我が国のインフラ開発の特長であるライフサイクルコストの抑制や環境・防災等への配慮、現地人材の育成等につながる「質の高いインフラ投資」を現地の官民とも協力して実現していく。特にアジア地域においては、機能を強化したアジア開発銀行（ADB）と連携し、今後5年間で従来約3割増となる約1,100億ドル（内訳は、ADB約530億ドル、独立行政法人国際協力機構（JICA）約335億ドル、株式会社国際協力銀行（JBIC）等約200億ドル）の「質の高いインフラ投資」を行う。公的資金に加え、民間部門の資金・ノウハウの動員により、「質と量」の双方を追求する。

このため、経済協カツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、ADBとの連携強化、JBIC等の機能強化等によるリスクマネーの供給倍増、「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着の4つの柱からなる「質の高いインフラパートナーシップ」を展開する。日本がADB等と協働して展開するこの構想によって、世界中から民間資金を含む多様な資金をアジアに呼び込み、インフラ開発のイノベーションを牽引する。

・ 日本の経済協カツールを総動員した支援量の拡大・迅速化

円借款、技術協力、無償資金協力の有機的連携やF/Sの実施強化、海外投融資の強化により、アジアのインフラ分野向け支援を約25%増加する。新設円借款を活用して途上国政府がPPPインフラ・プロジェクトに対して出資金や保証などを提供することを支援し、民間のプロジェクト投資を促進する。また、円借款

の更なる迅速化に向けた取組を継続する。

- ・ ADB との連携強化

ADB が、融資能力の拡大、民間部門への融資拡大、プロジェクト準備期間の短縮等の改革を行うことを歓迎するとともに、JICA が海外投融資を用いて、ADB と共に PPP インフラ投資を実施する新たな仕組みを創設する。

- ・ JBIC の機能強化等によるリスクマネーの供給倍増

JBIC の機能強化を図り、民間の資金・ノウハウを活用した、海外 PPP インフラ・プロジェクト等に向けたリスクマネーの供給を強化する新たな制度を創設する。

具体的には、日本企業の技術・ノウハウ等の活用が見込まれる海外インフラ・プロジェクトのうち、需要や事業環境の変化について確たる見通しが困難である等の理由から、リスクが高いと見なされる案件についても、JBIC が、これまで以上に積極的に投融資を実施するよう、その機能・体制を強化する。あわせて、NEXI や株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構等を活用し、インフラシステムの海外展開支援の更なる強化を図る。

- ・ 「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着

日本の支援による「質の高いインフラ投資」事例集を作成し、世界中の国々に対して積極的に発信する。同時に、日本の優れたインフラ関連技術やインフラ投資の成功事例を海外の関係者が視察する機会の積極的な拡大を図る。世界銀行、ADB、ERIA 等の国際機関や海外諸国と協働し、「質の高いインフラ投資」に関するセミナーを積極的に開催するとともに、G20 や APEC など国際会議等の場においてその重要性を発信する。海外からの要請に応じ、「質の高いインフラ投資」に必要な技術支援を強化する。

③ 都市開発を含む総合的広域開発を推進するための官民連携体制の強化

新興国等においては急速な都市化が進展し、交通機能不全、環境問題の深刻化等、経済発展段階に応じた多様な都市問題が深刻化している。また、郊外を含む広域的な地域整備や産業基盤の整備、さらにはこれらを結ぶネットワークの整備が必要とされ

る地域も多い。こうした課題に対処する開発プロジェクトは、関与する事業者や分野が多岐にわたる大型かつ複合的の案件であり、また、事業期間が長期にわたるため事業リスクが大きく、民間事業者のみでは参入が困難という特徴を持つ。こうしたプロジェクトには、政府、地方自治体、企業等の我が国の官民が協力し、現地の官民と連携して取り組む必要があり、また、「川上」の構想段階から関与することが重要である。

これらを念頭に、我が国は、これまでの開発経験に基づくノウハウや優れた関連技術・サービス等を提供することを通じ、QOLが高く、安全性や機能性に優れた「質の高い貢献」を行うことを目的に、海外における都市開発を含む総合的な広域開発を推進する体制を新たに強化する。これにより、総理・閣僚等によるトップセールスも効果的に活用しながら、情報収集、売り込み、その後の案件発掘・推進を継ぎ目なく行っていく。その際、課題解決型の単発のプロジェクトへの関与のみに留まらず、プロジェクトへの長期的かつ継続的関与や多様な後続プロジェクトの連続的な創出・推進を目指すことが重要である。並びに、中堅・中小企業を含む日本企業の更なる海外展開等の経済的波及効果の拡大につなげていくことも重要である。これらを通じて、現地地域経済圏の発展と我が国の経済成長がより有機的な関係性を深めていくという戦略的視点を持って、海外の様々な開発構想にも主体的に関与していく。

- 開発プロジェクトの案件発掘活動の強化

海外現地において、民間企業をはじめ、外務省、経済産業省、国土交通省、総務省、JICA、JBIC、JOIN、JETRO など関係機関が協力し、在外公館とも緊密に連携しながら、情報収集と案件発掘に取り組む。

なお、日本の強みを活かした都市開発への海外からの関心を喚起するためには、海外関係者に対する国内各地の優れた具体的事例の説明・周知が有効である。課題解決手段を有する企業が立地し、地元の開発事例の海外発信に意欲的な地方自治体にも案件発掘活動への参画を求めていく。

- 企画調整機能の強化

開発候補案件に関する情報を経済産業省及び国土交通省が中心となり分析する。特に政府横断で推進すべき重要な案件につ

いては、経協インフラ戦略会議の下で関係省庁・関係機関が緊密に連携し、適切な方向付けや具体的な対応振りの議論、情報共有を行う。このため、案件毎に調整チームを設けて、案件との関係性が深い省庁が中心となり、必要に応じて民間企業の参加も得て以下の取組を行う。

- 案件毎に、官民それぞれの役割を調整して、現地の課題・要望に応じた提案をパッケージとして相手国に提示する。
- 関係省庁・関係機関の人的、予算的政策資源を横断的に活用する。具体的には、案件形成に対する F/S 調査費、マスタープラン策定事業費の横断的活用、公的ファイナンスツール（ODA をはじめ、関係機関の出融資等）の総合的活用方策等を調整する。
- 案件獲得に向けた相手国との協議等を行う。その際、案件に応じて関係の深い主体の参加を得るように調整する。

・ 質の高い開発の実現を支える専門家の動員

質の高い開発の実現のためには、ビジネスや開発事業の実態を熟知し、相手国との機動的な交渉等を補佐する専門家が必要である。このため、民間団体や地方自治体の協力も得つつ、関係省庁、関係機関において技術的・専門的支援、助言等を行える官民各分野の専門家のリストを整備する。また、同リストの共有により、臨海部等工業団地、交通・エネルギーといった社会インフラ構築や土地区画整理、住宅供給制度等の関連法制度整備等、多面的な支援策のパッケージ提案が不可欠な場合においても、専門家が迅速にグループとして対応できる体制を整える。

・ リスクマネーの供給拡大等

「質の高いインフラパートナーシップ」におけるリスクマネーの供給拡大等を推進する。また、JOIN の更なる積極的活用方策について、引き続き検討を行う。

④ コンテンツを核としたクールジャパンの推進

クールジャパンの推進を具体的な経済成長に結びつけるため、関係省庁による施策を総動員し、分野横断的な政策課題に政府一体で取り組む。このため、本年6月にクールジャパン戦略推進会議において取りまとめた「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づくアクションプランを本年度より迅速に実

施していく。

コンテンツの海外展開については、対日イメージの向上、日本文化に対する関心の高まり、日本語の普及といった効果とともに、我が国の特徴ある製品・サービスや、観光、食などの周辺産業と連携させることにより、効果的に「稼ぐ」ことが重要である。その際、魅力ある地域資源を活用し、地域経済の更なる活性化に結び付けていくことも重要である。

このため、始めから海外展開を念頭に置いたコンテンツ制作、権利処理の一層の迅速化、コンテンツの現地化・プロモーション、国際共同製作、及び放送コンテンツの継続的放送を推進する。また、内閣官房知的財産戦略推進事務局を中心として、クールジャパン関係省庁・機関、関連団体等をメンバーとするクールジャパン推進のための官民連携プラットフォーム（仮称）を本年秋を目途に立ち上げ、コンテンツを核とした海外発信やコンテンツと周辺産業の一体的な海外展開にオールジャパンで取り組むための基本方針の策定、情報収集・共有、必要な制度改革・支援策の検討、連携プロジェクト組成のためのマッチング等を行う。マッチングを図る具体的手段として、このプラットフォームの下で、コンテンツ分野のみならず、食・観光・製造等、非コンテンツ分野も交えた多様な関連事業者が参加するマッチングフォーラム（仮称）を開催する。同フォーラムを活用して、クールジャパン機構、BEAJ、NPO 法人映像産業振興機構（VIPO）、JETRO 等の協力も得つつ、プロダクトプレイスメントや、海外における企業広告とコンテンツの連携等、相乗効果・波及効果の高い業界横断的な連携案件を連続的に創出していく。

また、在外公館等の積極的な活用や、メディア関係者や発信力の高い若者などのクールジャパン戦略に資する人的交流の推進を通じ、日本の魅力の対外発信の強化を図ることで、外国人の手によるクールジャパンの再発信へとつなげる。さらに、クールジャパンを担う人材の育成を推進する。

第三 改革のモメンタム ～「改革2020」の推進～

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催され、我が国が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する2020年をモメンタムとして、改革・イノベーションを加速していくことが重要である。

このため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を梃子（レバレッジ）に、成長戦略に盛り込まれた施策を加速させる、改革・イノベーションの牽引役（アクセラレータ）として、2020年までに我が国として成し遂げるべき中核となるプロジェクトで、後世代に継承できる財産（レガシー）となるものを、政府を挙げて推進する。具体的には、世界からの注目度の上昇に合わせた実行により高い政策効果を生み出すことができ、我が国の強みを社会実装・ショーケース化し、海外にアピールできるものであって、その後の経済成長につながるものとして、以下の3つの重点政策分野における6つのプロジェクトの展開を図る。

（技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出）

① 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用

- ・ITSの官民連携推進母体や、総合科学技術・イノベーション会議におけるSIPによる研究開発成果を最大限活かし、ア) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での東京臨海部での次世代都市交通システム（ART：Advanced Rapid Transit）を実現する。更に高度な自動走行技術を活用し、イ) 高齢者等の移動制約者に対する移動手段の確保、ウ) トラックの隊列走行の実現を図る。

② 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

- ・エネルギー・環境問題への対応は、世界共通の課題である。エネルギーの安価で安定的な供給と、二酸化炭素(CO2)排出量の低減の双方を、同時に実現しなければならない。一方、エネルギー・環境分野における課題は、世界共通であるがゆえ、この課題解決を成長市場と捉えたグローバル競争が激化しており、水素や新たなエネルギーマネジメントシステムはこうした競争の中で我が国が主導権を握りうる分野と考えられる。その際、デジタル化・ネットワーク社会の進展を踏まえた競争力あるビジネスモデルの構築も必要となってくる。
- ・こうした新たな動きを好機ととらえ、ア) 再生可能エネルギー由来のCO2フリー水素の利用と、イ) 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立を図る。

③ 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

- ・現在、我が国は産業用ロボットの年間出荷額、国内稼働台数ともに世界一の「ロボット大国」である。人口減少社会における労働力不足の顕在化という社会的課題を抱える中、技術力を活かしてあらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、実体験の機会を提供する。

④ 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開(医療のインバウンド)

- ・2020年を我が国の医療を海外に発信する好機ととらえ、海外からのニーズが高く、我が国の医療が国際的優位性を有すると考えられる分野に着目して、国外からの医療サービス（健診や治療・検診（治療後のフォローを含む。））の受診者（以下「渡航受診者」という。）を積極的に受け入れる医療機関をリスト化し、渡航受診者による我が国医療の実体験（病気にならないための予防・早期発見、罹患後の治療・リハビリを通じた生活復帰など）の機会を拡大する。

(訪日観光客の拡大に向けた環境整備等)

⑤ 観光立国のショーケース化

- ・世界最先端の観光立国を実現するため、2020年に2,000万人、2030年に3,000万人の訪日外国人旅行者数の目標達成を見据え、観光資源等のポテンシャルを活かして世界に通用する魅力ある観光地域づくりを行うこととし、観光産業を我が国の基幹産業の一つに押し上げることを目指して、ア) 観光地域、イ) 東京、ウ) 成田空港・羽田空港において、以下の取組を行う。

ア) 観光地域

- ・日本の観光のトップランナーとしてふさわしい地域の中から、観光地づくりとマーケティングを行う官民一体の観光地経営体（日本版DMO）として選定し、各省庁の施策を集中投入することにより、観光資源を磨き上げ、多言語音声翻訳対応をはじめとしたストレスフリーの環境を整備し、海外に情報発信していき、2020年までに、より多くの訪日外国人旅行者に選ばれる、観光立国を体現する観光地域を作り上げる。

イ) 東京

- ・2020年までに、東京の主要ターミナル駅、オリパラ競技大会施設、人気観光スポット等を結ぶ連続的なエリアにおいて、日本版DMOに選定された地域におけるストレスフリー等の取組に加え、バリ

アフリー化と分かりやすい案内情報の提供を徹底的に推進し、超高齢化が進む日本におけるベストプラクティスを実現する。

ウ) 成田空港・羽田空港

- ・成田空港・羽田空港において、日本版 DMO に選定された地域におけるストレスフリー等の取組に加え、鉄道・バスによる空港アクセスの改善に取り組み、空港をゲートウェイにした情報発信の拠点（世界最先端のトイレ、ロボット活用、日本版 DMO の対象地域の観光資源の発信等を含む。）を整備し、利便性・快適性を向上させる。また、同様の取組を成田空港・羽田空港以外の地方の空港に波及させる。

(対日直接投資の拡大とビジネス環境の改善・向上)

⑥ 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により、我が国に対する国際的な注目度が高まる 2020 年に向けて、対内直接投資の拡大に重点的に取り組むことが、その実現に効果的である。その際、外国企業のニーズを踏まえるのは言うまでもなく、国内企業にとっても魅力あるビジネス環境等の整備を図ることが重要である。成長戦略に盛り込まれた施策の推進を通じたビジネス環境等改善の成果を積極的に発信し、地方自治体等との連携の下、投資案件の発掘・誘致活動等に戦略的に取り組んでいくことが必要である。また、こうした発掘・誘致活動の展開を梃子にして、国内における規制・制度改革を加速させることにもつなげていく。
- ・対日直接投資の拡大に向け、2020 年をターゲットイヤーとして、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なイベントも最大限活用しながら、ビジネスカンファレンスの開催など、我が国を挙げた取組について対外発信を行う。

なお、今後、2020 年に向けて、上記の 6 つのプロジェクトの更なる改善を図るとともに、進捗状況を厳格に管理し、2020 年までの実現を確固たるものとする。また、必要に応じ、プロジェクトの追加も含め、改革のモメンタムを高めるための不断の検討を行う。